

新 城 市 環 境 行 動 計 画

しんしろアジェンダ21



平成25年11月

新 城 市



はじめに

21世紀は、環境の世紀とも呼ばれています。20世紀の科学万能主義や経済至上主義が地球環境問題を引き起こし、21世紀には、壊れた環境の修復が迫られています。地球規模で進む温暖化、それに伴う生態系バランスの崩壊や気候変動による災害の頻発が懸念されています。

我が国では、3.11として記憶に新しい未曾有の大震災によって、化石燃料や原発に頼るエネルギー政策の転換が迫られ、環境負荷の少ない自然再生可能エネルギーへの期待が高まっています。

また、環境面ばかりではなく、防災や教育などの他分野と連携した、人がつながる、未来へつながる、持続可能な社会づくりが急務となっています。

1992年にリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で、21世紀に向けて持続可能な開発を実現するために実行すべき行動計画、アジェンダ21が採択されました。

そして、地方公共団体が地域での取り組みを進めるためには、それぞれの地域にあったローカルアジェンダを策定することを求めています。

平成20年度に策定した「新城市環境基本計画」では、新城市の持つ特徴的な風土と現況を踏まえ、新城市総合計画の掲げる、めざすまちの将来像「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」の実現に向け、「わたしたちの環境ビジョン」を設定しています。

「わたしたちの環境ビジョン」には、項目ごとに課題が明記してあります。

そして、その課題を解決するための行動提案と、それに基づく、市民、事業者、市の具体的な取り組みを網羅したのが、「新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21」です。

「しんしろアジェンダ21」の計画期間は、平成25年度から平成30年度までの6年間ですが、総合計画や環境基本計画の見直しや状況の変化に応じて見直しを行います。

今後は、市民の皆様に、この「しんしろアジェンダ21」を知ってもらい、個々に取り組んでいただくことが必要です。

そのため、市民や事業所、市が連携したネットワーク組織として、「しんしろアジェンダ21市民会議」を設立して、この計画を、より充実したもの、より実行力のあるものとしていきたいと考えています。

最後に、この計画策定にあたり、3年間にわたり、密度の濃い話し合いをしていただいた「しんしろアジェンダ21策定委員」の皆様をはじめ、取り組みをお寄せいただいた市民や団体、事業所の皆様に深く感謝申し上げます。

平成25年11月

新城市長 穂 積 亮 次





目 次



新都市の概要	1
第1章 計画の策定にあたって	
1 「アジェンダ21」と「ローカルアジェンダ21」	2
2 新都市環境行動計画 しんしろアジェンダ21の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 策定の経過	4
5 策定に携わった人	6
第2章 新都市環境基本計画(抜粋)	
1 地球環境の危機	7
2 今、求められている理想の社会	13
3 環境ビジョンの具現化へ	19
4 めざすまちの将来像	23
5 わたしたちの環境ビジョン	24
第3章 新都市環境行動計画 しんしろアジェンダ21	
多様な生態系と共生するまち	
1 保全と創出	42
2 ふれあい	50
安全・安心・快適なまち	
1 防災	52
2 公害	56
3 生活空間	58
交流と教育・文化のまち	
1 環境教育	64
2 歴史・文化	68
3 交流	70
環境負荷の少ない自立循環のまち	
1 循環型社会の構築	74
2 地球環境問題	90
みんなで取り組むまち	
1 職員力	98
2 市民力	102
3 協働	106
用語解説	108
市民の皆さんへ	114



新城市の概要

新城市は、新城市、鳳来町、作手村の新設合併によって平成17年10月1日に誕生しました。

愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県に接しています。

東西約29.5キロメートル、南北約27.3キロメートルで、県内2番目の広さとなる499平方キロメートルに、約5万人が暮らしています。

市域の84パーセントは、三河山間部を形成する豊かな緑に覆われ、東三河一帯の水源の役割を果たしています。



また、桜・紅葉が美しく、「三河の嵐山」とも呼ばれる桜淵公園や、霊鳥仏法僧（コノハズク）の棲む山として全国的に知られ、国の名勝に指定されている鳳来寺山など、市域に広がる国定公園・県立公園の指定区域には、特徴ある地形や豊かな植生、美しい景観が点在して訪れる人を魅了しています。

このほか夏でも涼しくレジャースポットとして人気のある作手高原、1,300年の歴史を誇る湯谷温泉、里芋・お茶・梅・高原野菜など風土を活かして産出される特産品、素人歌舞伎・田楽をはじめとする数々の伝承芸能など魅力いっぱいの地域で、春の桜まつり・古城まつりや秋のもみじまつりなど四季折々のイベントが目白押しです。中でも、長篠・設楽原の戦いで知られるこの地では、5月の長篠合戦のぼりまつりや7月の設楽原決戦場まつりなどでは、火縄銃実演の演武もあり、来場者を魅了します。



(新城市ホームページから)



第1章 計画の策定にあたって

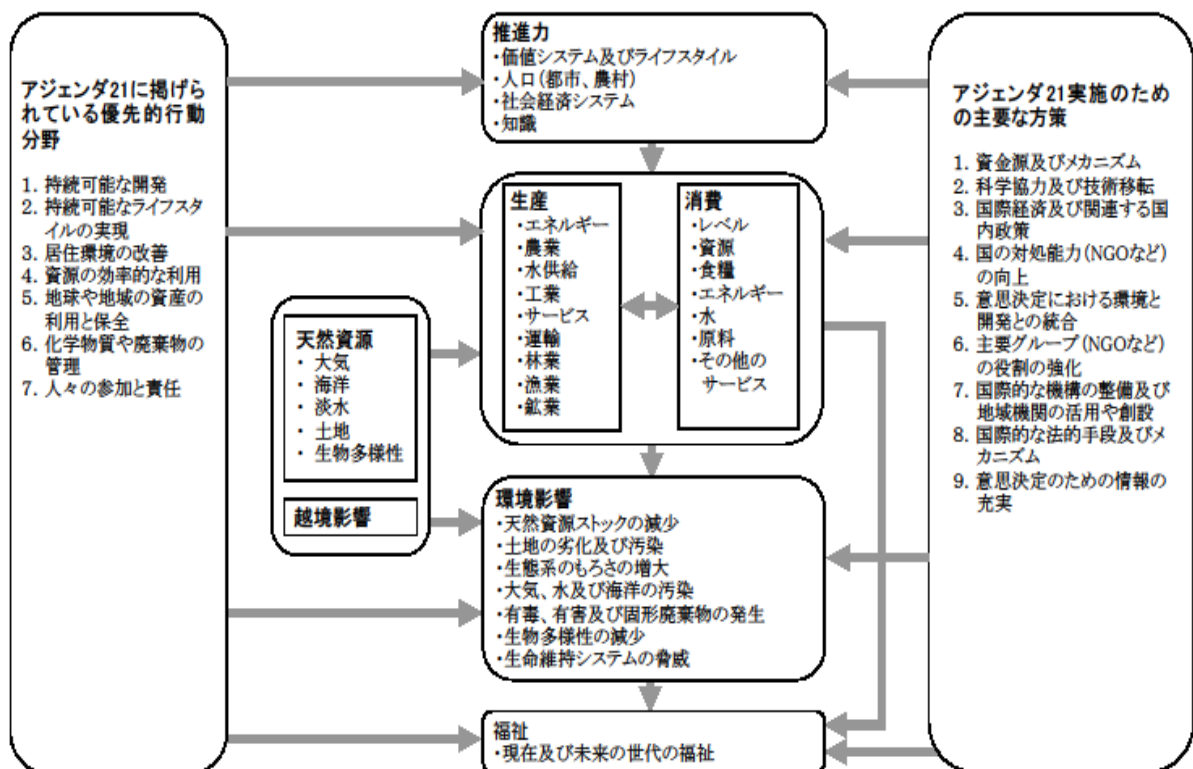
1-1 「アジェンダ21」と「ローカルアジェンダ21」

(1) 「アジェンダ21」とは

1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで、世界100か国以上の首脳等を集めて開催された、歴史的に最大規模の環境に関する国際会議「環境と開発に関する国連会議」(UNCED、通称：地球サミット)で、21世紀に向け持続可能な開発を実現するために実行すべき行動計画を具体的に規定するものとして採択されたものです。

「アジェンダ21」とは、英語で「Agenda21」と書きます。Agendaというのは、「協議事項・議題・予定表」という意味があります。

国連環境開発会議(地球サミット：1992年、リオ・デ・ジャネイロ) アジェンダ21(行動計画)の構造



出典：環境省ホームページ

(2) 「ローカルアジェンダ21」とは

「ローカルアジェンダ21」とは、1992年に開催された国連環境開発会議(UNCED)で採択された「アジェンダ21」がめざす持続可能な開発(Sustainable Development)の実現に向けた、地方公共団体の行動計画として策定されるものをいいます。アジェンダ21においては、その実施主体として地方公共団体の役割を期待しており、地方公共団体の取り組みを効果的に進めるため、ローカルアジェンダ21を策定することを求めています。

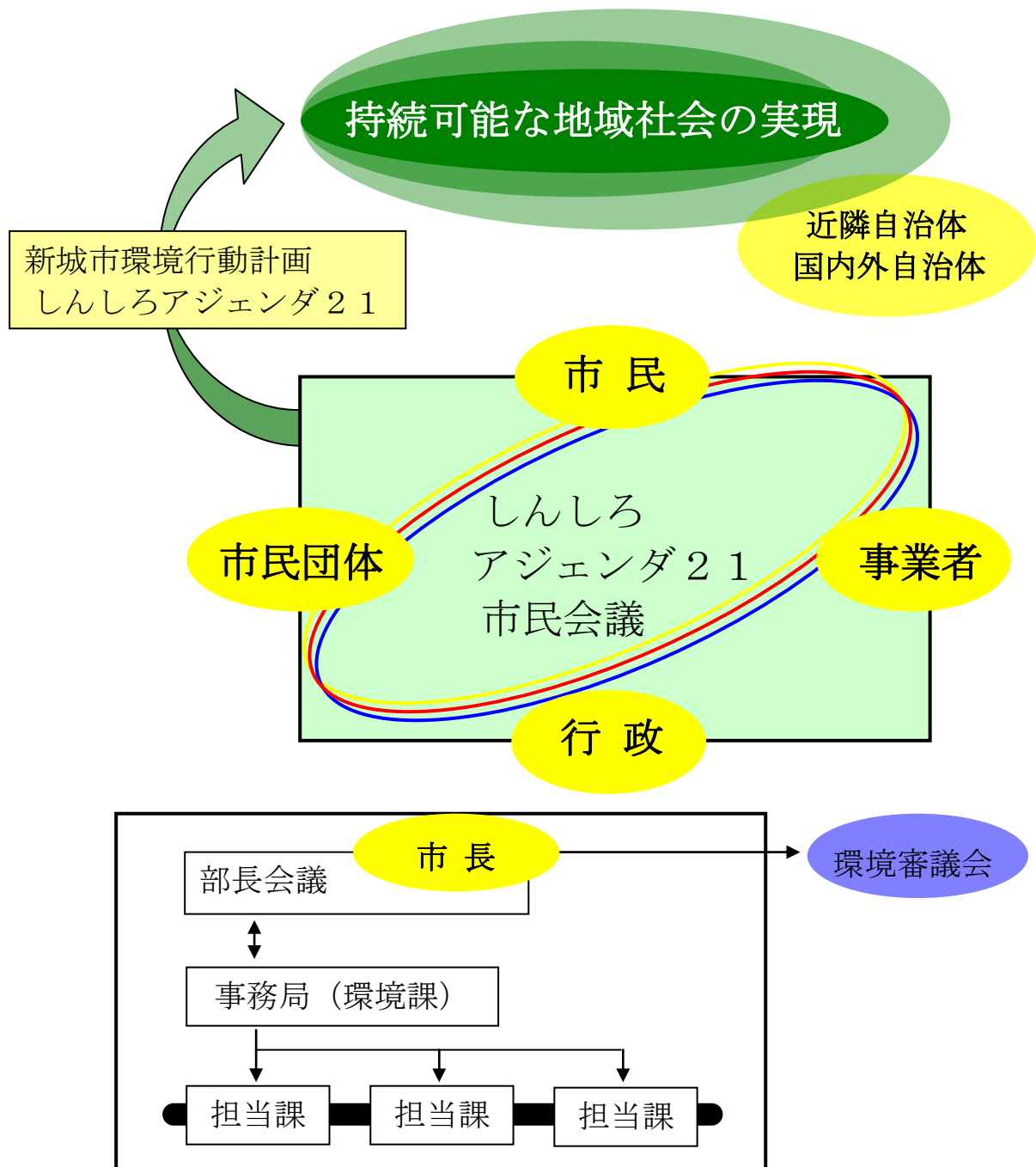


1-2 新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21の位置づけ

新城市環境基本計画では、持続可能な地域社会の実現のために「わたしたちの環境ビジョン」を掲げ、そのビジョンの具現化に向け、強力に計画を推進していくための協働の組織「しんしろアジェンダ21市民会議」の設置を明記しています。

組織は、地域住民や団体、事業所、行政で構成し、本計画をもとに具体的な行動計画「しんしろアジェンダ21」を策定するとしています。

新城市は、新城市環境基本計画と新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21の2つの計画と新城市総合計画や他の個別計画と整合を図りながら持続可能な地域社会の実現をめざします。





1-3 新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21の計画期間

新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21は、平成25年度から平成30年度までの6年間を計画期間とします。また、新城市総合計画の見直し時期や状況等の変化に応じて見直しを行います。

1-4 策定の経過

年 月 日	検 討 事 項 等
平成20年10月	新城市環境基本計画の策定
平成22年10月7日	第1回しんしろアジェンダ21策定委員会 環境基本計画と総合計画の事務事業の突合
平成22年12月13日	第2回しんしろアジェンダ21策定委員会 環境基本計画と総合計画の事務事業の突合
平成23年6月23日	第3回しんしろアジェンダ21策定委員会 環境基本計画と総合計画の事務事業の突合
平成23年8月8日	第4回しんしろアジェンダ21策定委員会 環境基本計画と総合計画の事務事業の突合
平成23年10月5日	第5回しんしろアジェンダ21策定委員会 環境基本計画と総合計画の事務事業の突合
平成23年11月17日	第6回しんしろアジェンダ21策定委員会 環境基本計画と総合計画の事務事業の突合
平成24年1月13日	第7回しんしろアジェンダ21策定委員会 環境基本計画と総合計画の事務事業の突合 新城市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）に対する意見
平成24年5月21日	第8回しんしろアジェンダ21策定委員会 課題と市民・事業者・市の取り組み （多様な生態系と共生するまち）
平成24年6月18日	第9回しんしろアジェンダ21策定委員会 課題と市民・事業者・市の取り組み （安全・安心・快適なまち）
平成24年7月11日	第10回しんしろアジェンダ21策定委員会 課題と市民・事業者・市の取り組み （環境負荷の少ない自立循環のまち）
平成24年7月30日	第11回しんしろアジェンダ21策定委員会 課題と市民・事業者・市の取り組み （環境負荷の少ない自立循環のまち）
平成24年8月28日	第12回しんしろアジェンダ21策定委員会 課題と市民・事業者・市の取り組み （環境負荷の少ない自立循環のまち）



年 月 日	検 討 事 項 等
平成 24 年 9 月 20 日	第 13 回しんしろアジェンダ 2 1 策定委員会 課題と市民・事業者・市の取り組み (環境負荷の少ない自立循環のまち)
平成 24 年 10 月 10 日	第 14 回しんしろアジェンダ 2 1 策定委員会 課題と市民・事業者・市の取り組み (環境負荷の少ない自立循環のまち)
平成 24 年 11 月 5 日	第 15 回しんしろアジェンダ 2 1 策定委員会 課題と市民・事業者・市の取り組み (交流と教育・文化のまち)
平成 24 年 11 月 29 日	第 16 回しんしろアジェンダ 2 1 策定委員会 課題と市民・事業者・市の取り組み (みんなで取り組むまち)
平成 25 年 1 月 10 日	第 17 回しんしろアジェンダ 2 1 策定委員会 行動計画全体の確認
平成 25 年 2 月 22 日	第 18 回しんしろアジェンダ 2 1 策定委員会 行動計画全体の確認
平成 25 年 3 月 18 日	第 19 回しんしろアジェンダ 2 1 策定委員会 行動計画全体の確認
平成 25 年 6 月 10 日	第 20 回しんしろアジェンダ 2 1 策定委員会 行動計画全体の確認
平成 25 年 8 月 1 日 ～8 月 30 日	パブリックコメント
平成 25 年 9 月 9 日	第 21 回しんしろアジェンダ 2 1 策定委員会 パブリックコメントの結果報告
平成 25 年 9 月 25 日	環境審議会へ諮問
平成 25 年 11 月	新城市環境行動計画「しんしろアジェンダ 2 1」策定



1-5 策定に携わった人

しんしろアジェンダ21策定委員

伊 藤 道 子	大 谷 至 弘	小野田 和 子	鈴 木 良 子
田 中 安 代	谷 口 薫 子	夏 目 玉 枝	福 本 志津代
松 沢 政 満	山 田 哲 史	山 本 康 子	吉 田 淳

事 務 局（新城市環境部環境課 ※ 平成25年4月1日現在の役職を記載）

環境部長 清 水 良 文	副部長 兼 環境課長 浅 賀 邦 久	環境課 副課長 佐々木 敏 宏
環境課 主任 和 田 直 人	環境課 主事 夏 目 明 彦	環境課 主事 白 井 若 緒
環境政策推進室長 西 村 仁 志	環境政策推進室 副室長 松 井 康 浩	
企画課 企画係長 杉 浦 達 也	行政課 主任 浅 井 直 樹	新城自治振興事務所 主任 本 田 貴 久



第2章 新城市環境基本計画（抜粋）

1 地球環境の危機

地球環境の危機

健全で恵み豊かな環境は、46億年という地球の長い歴史において、多種多様な生態系とそれを取り巻く環境との相互関係作用により育まれてきたものです。

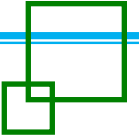
かつて、わが国では昭和40年代の高度経済成長期に産業公害が大きな社会問題になりました。典型7公害※は、その発生源の特定ができたことから、加害者と被害者という区分が比較的わかりやすいという特徴がありました。

しかし、先進諸国のめざましい経済発展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動による環境負荷は地球規模にまで拡大し、バランスを保っていた多様な生態系が崩れはじめました。

今後は、開発途上国での人口増と経済成長を背景として、環境負荷がより一層増大することが予想されています。それにより、地球規模で生態系が崩れ、水不足や食糧危機、貧困といった問題のさらなる深刻化が懸念されます。

地球環境問題は、進行する時間が長期にわたることから、現代の社会経済どころか将来世代への影響、さらには人類の存続すら危ぶまれる最大の問題といえます。

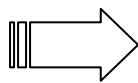
※典型7公害…環境基本法においては、環境の保全上の支障のうち、事業活動やその他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。



環境問題の深刻化 ～特定地域から地球規模へ～

典型7公害

- ★加害者v s 被害者
- ★特定地域限定

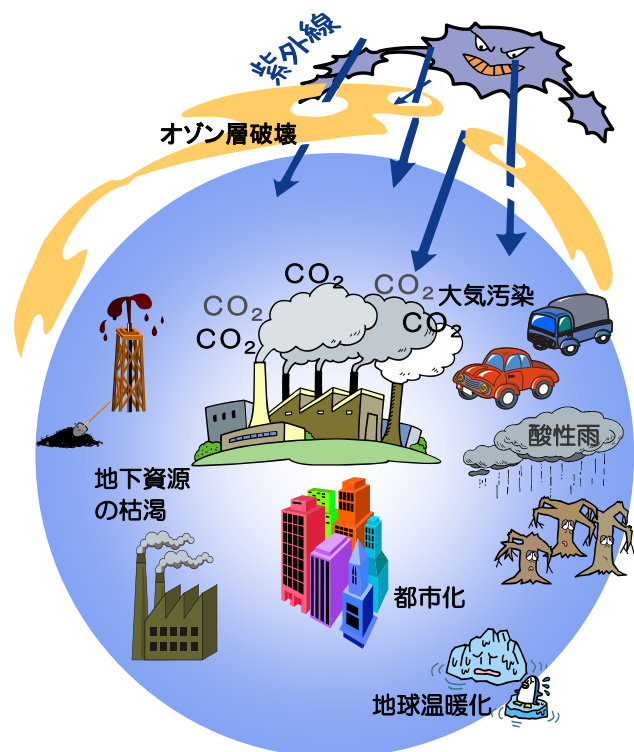
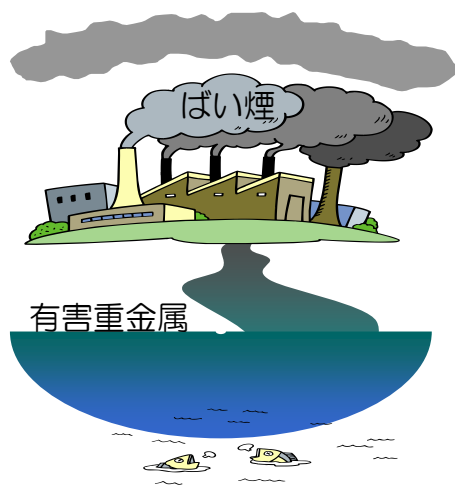


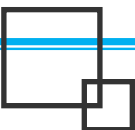
地球環境問題

- ★加害者であり被害者
- ★地球規模

- ・大気汚染・水質汚濁
- ・騒音・振動・悪臭
- ・土壌汚染・地盤沈下

- ・地球温暖化・オゾン層の破壊
- ・酸性雨・森林の減少
- ・生物多様性の減少・海洋汚染
- ・有害廃棄物の越境移動
- ・砂漠化・開発途上国の公害





1 地球環境の危機

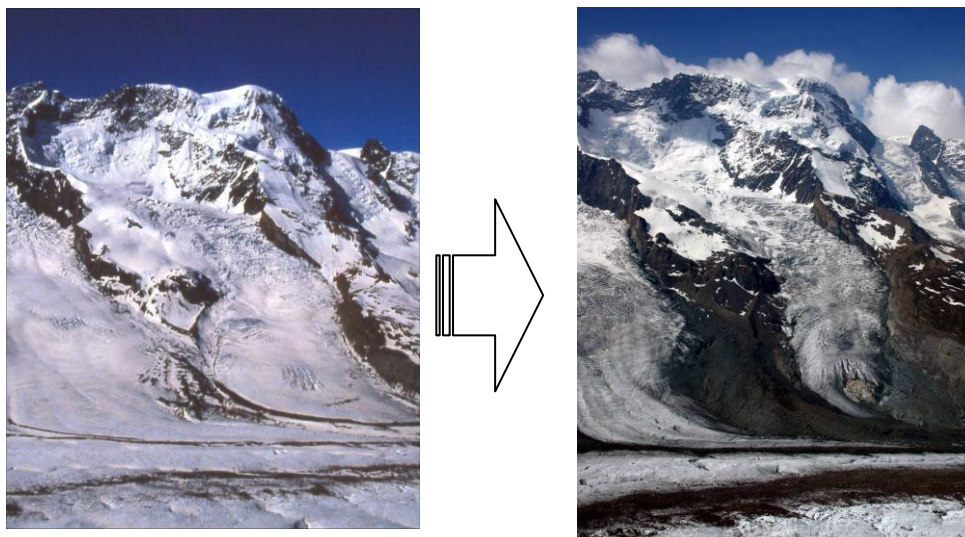
地球温暖化の危機

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な課題です。

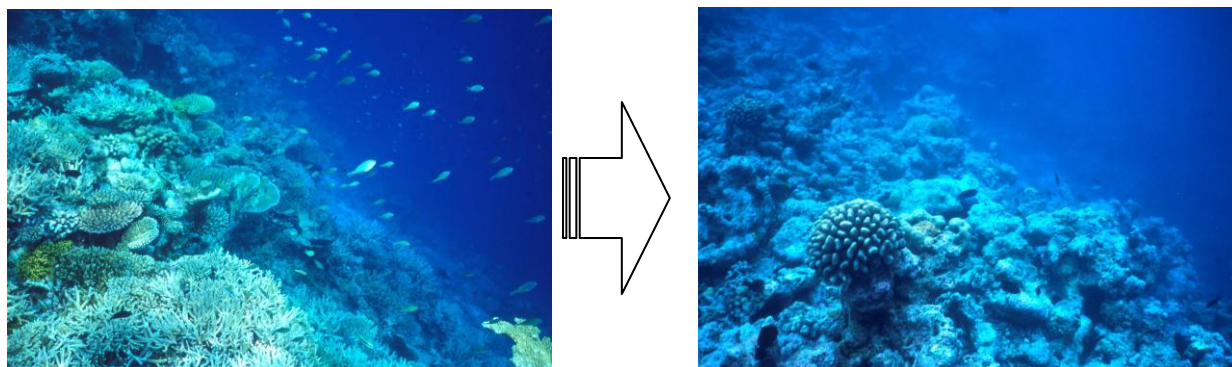
1990年代に入り、地球温暖化が人類をはじめとする生物界全体に深刻な問題をもたらすことが指摘され始めました。

世界の科学者等で構成されるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、2007年6月に発表した第4次評価報告書において、温暖化の原因はほぼ確実に人類の活動によるものだと結論づけました。

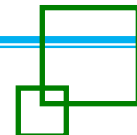
異常気象の頻発、気候システムの変動による生態系への影響、数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への打撃、災害の激化等様々な悪影響が複合的に生じる可能性を指摘した上で、その解決に向けた世界レベルでの早急な行動が必要だと警告しています。



スイスアルプス（ブライトホルン）の1984年と2006年の氷河後退のようす
撮影・提供 NPO 法人環境市民 杵本育生氏



モルディブ海中の1998年3月と1998年7月の異常高水温以降のサンゴ白化現象のようす
撮影・提供 NPO 法人環境市民 杵本育生氏



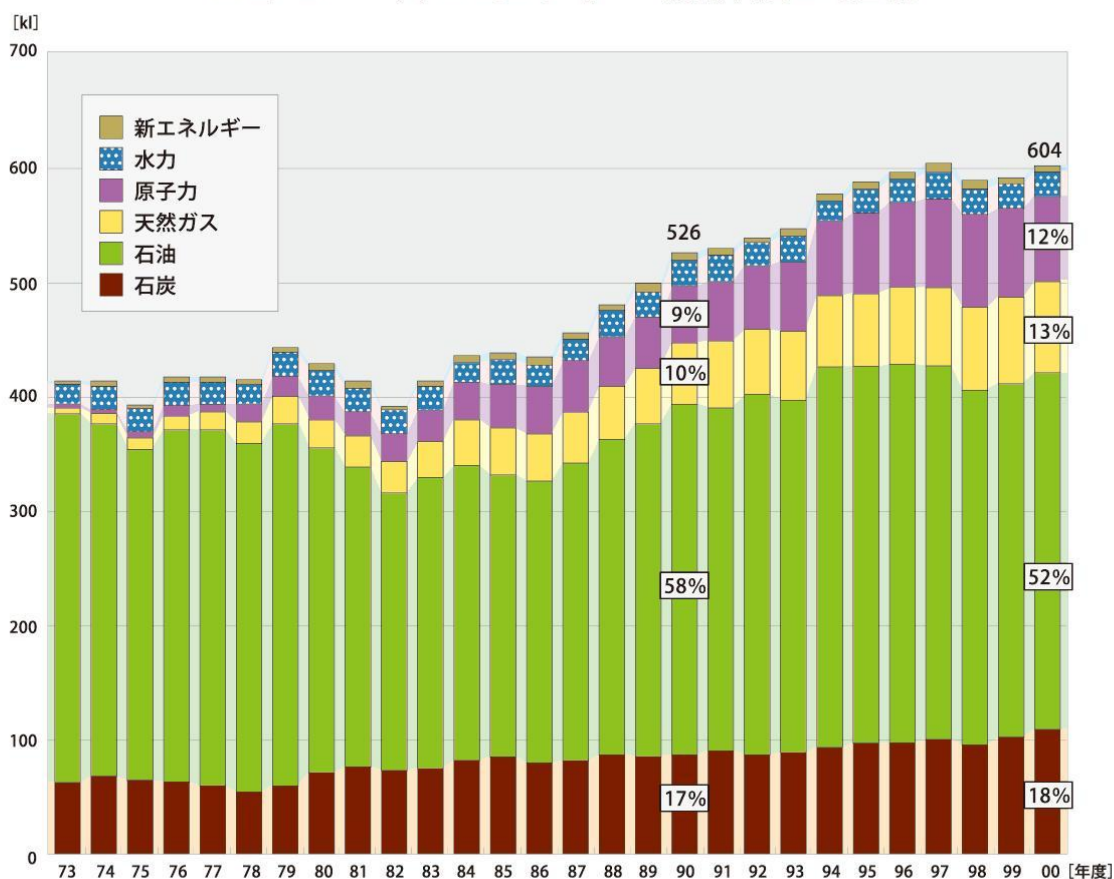
資源の危機

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動などは、「便利さ」をもたらす一方で、健全な物質循環を阻害しています。これにより、天然資源の枯渇への懸念、天然資源の発掘による自然環境の破壊、有害廃棄物の不適正処理による環境汚染等の問題を引き起こしています。

特に、近年著しい経済成長を見せているアジア地域を始めとする開発途上国においては、資源の需給や廃棄物問題が深刻化しつつあります。

今後も、このような社会経済活動を続けた場合には、天然資源の発掘や廃棄物を受け入れる環境の容量に限界が生じ、社会経済の持続可能な発展に大きな支障を来たすおそれがあります。

日本の一次エネルギー総供給の推移



出典）全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<http://www.jccca.org/>）
資源エネルギー庁ホームページより



1 地球環境の危機

生態系の危機

地球上の多様な生物は、地球誕生からの長い歴史を経て、様々な環境に適応し、環境との相互作用を通して進化してきました。

同時に、それぞれの生物が自然生態系の中で、役割を担って、影響しあい、バランスを維持し、長い年月をかけて地球環境の形成に寄与しています。

豊かな生物多様性とは、自然環境が生態系、種、遺伝子といったどの段階においても健全に維持されている状態を意味するものです。水や食料の供給、気候の安定性等は、人類に様々な恵みをもたらす生命の源であり、すべての生物の生存基盤です。

しかし、人間活動に伴う自然破壊や環境汚染等により、多くの生物の生息・生育環境が大きく損なわれ、生物多様性の破壊が引き起こされています。

また、地球温暖化が引き起こす様々な現象により、多くの野生生物が絶滅する可能性が高いといわれています。さらに、外来生物等による在来種の生態系への影響も今や深刻な状況にあります。

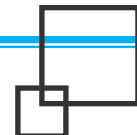


絶滅の恐れのある「ホトケドジョウ」（絶滅危惧ⅠB類）

「ホトケドジョウ」は大きさ約7cm、体は円筒形の太短い形で、頭は平らになっている。体色は肌色で全体に黒点をちりばめ、口ひげは4対、その内の一対が鼻孔より上へ角のように出ている。市内には「ホトケドジョウ」のほかの「ドジョウ科」の魚(ドジョウ)が生息しているが、見分けるポイントは、鼻の穴から上に伸びる1対のひげ。

国では、「近い将来における絶滅の危険性が高い種」とされている。市内においても、生息状況が悪化し、危機的な状況は進行していると思われる。

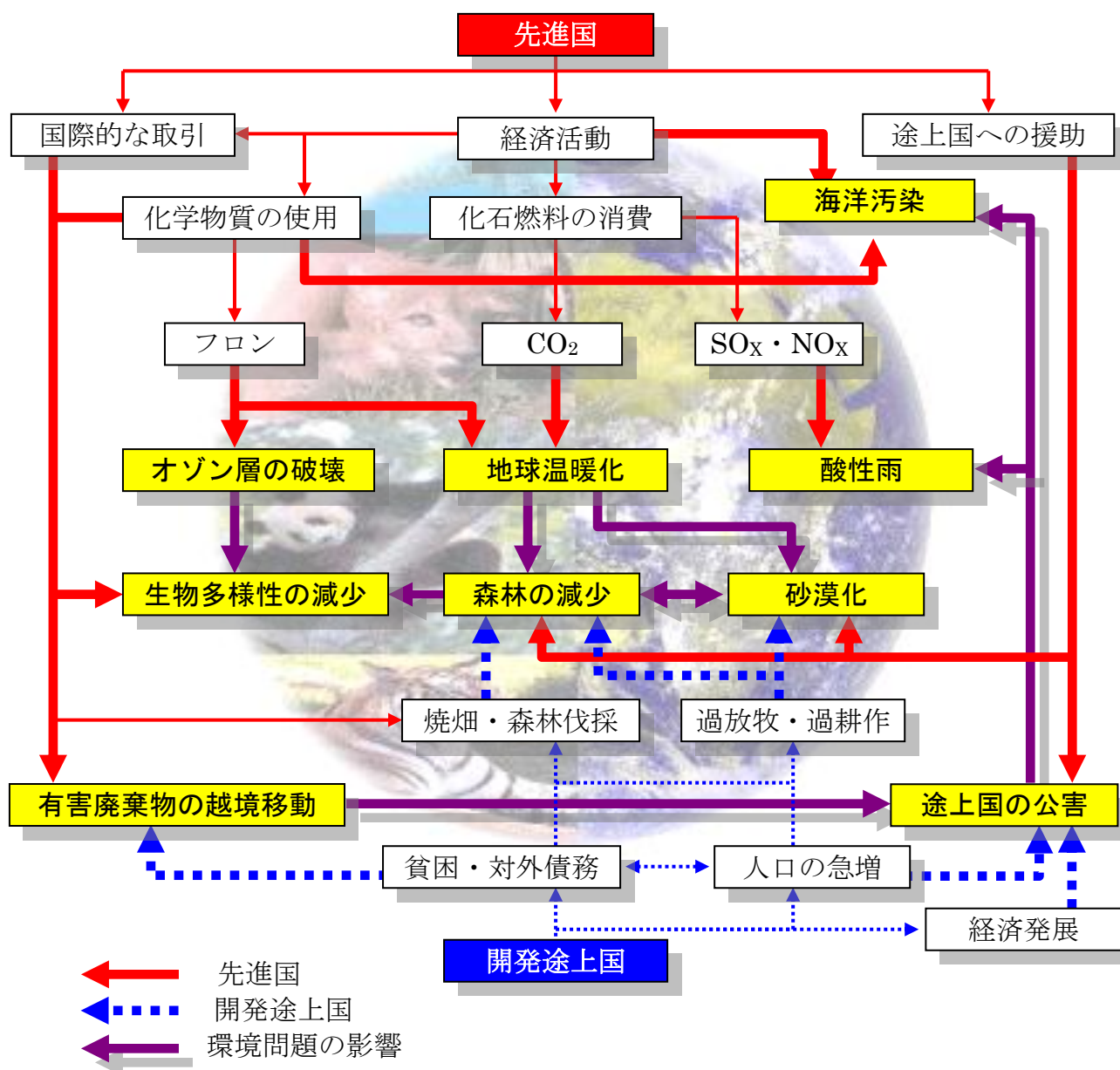
撮影：新城市環境課



地球環境問題の特徴

地球環境問題は、地球という空間的な広がりと将来の世代にわたる影響という時間的な広がりを持ち合わせ、それぞれの問題が複雑に絡み合っています。

わたしたちは、持続可能な循環型社会を創造するにあたり、地球環境問題による影響や原因、つながり等を一つひとつ配慮したうえで取り組む必要があります。



※太線は環境問題に直結するもの、細線は活動の原因。

(参考：環境白書)



2 今、求められている理想の社会

1992年、ブラジルで開催された国連の環境と開発に関する会議（地球サミット）では、アジェンダ 21*が採択され、現在の国際社会においては「持続可能な発展」という考え方が定着してきました。

持続可能な発展とは、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすことです。その基本理念は、地球環境が有限であることを認識し、その限られた環境の中で人々の生活の質的改善を継続的に達成していくというものです。

地球環境は、現在、様々な要因が相互に悪循環しながら進んでおり、わたしたちは、この危機に正面から対応し、その解決を図ることによって人間社会の発展と繁栄を確保しなければなりません。

そのために、「持続可能な発展」という考え方をベースとした将来社会、すなわち「持続可能な社会」を構築する必要があります。

持続可能な社会とは

人間は地球という大きな生態系の一部であるという認識のもとに、次のような社会の相互関係を踏まえた統合的な社会をいいます。

低炭素社会

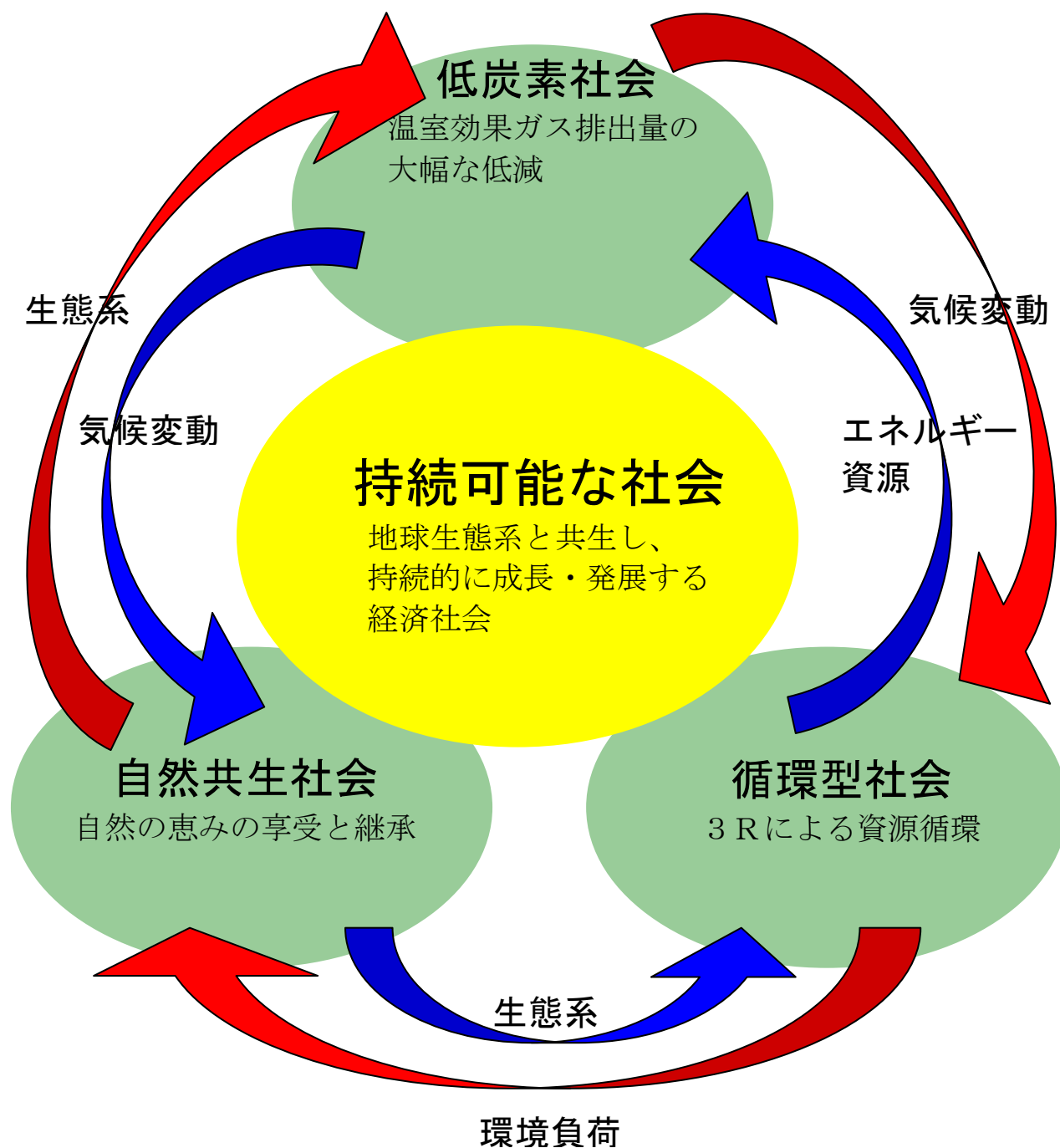
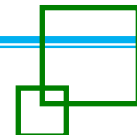
化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

循環型社会

資源の採取、生産、流通、消費、廃棄の一連の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷ができる限り少ない社会。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿って農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。



※アジェンダ21…21世紀に向けて、開発と環境保護を両立させるため、各国がなすべきことをまとめた環境保全行動計画。1992年の「地球サミット」で採択され、幅広いテーマが40章115項目にわたって盛り込まれている。



2 今、求められている理想の社会

地域すべての参加と協働による持続可能な社会づくり

一人ひとりの行動の積み重ねが、地球環境に大きな負荷を与えていることは歴然とした事実です。しかし、個人レベルでは、自らのライフスタイルと地球環境とのつながりはなかなか見えにくいものです。

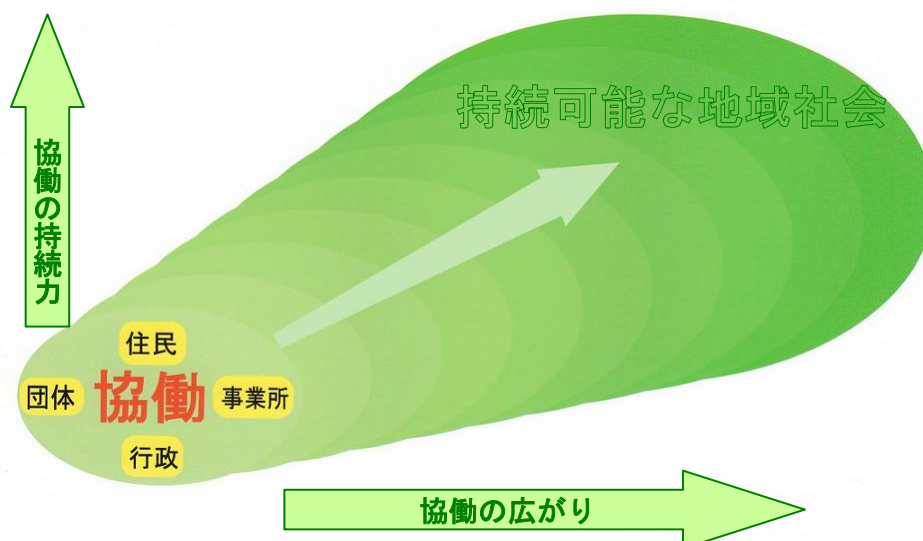
アジェンダ 21 では、提起されている地球環境問題の解決策の多くが、地域的な活動に根ざしているものであることから、地方公共団体（市町村）などの参加及び協力が目的達成のための決定的な要素になるとしています。

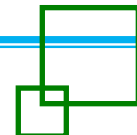
多くの人が「地域」の現状や特徴を認識した上で、そこに暮らす人々や活動する企業、行政等できるだけ多くの主体が参加し、行動を起こす「ローカルアジェンダ 21」を合意形成し、協働による持続可能な地域社会づくりを進めることが求められています。

協働による取り組みの促進

近年、深刻化する環境問題に対し、住民や団体、事業所、行政等による協働の取り組みが注目されてきました。

協働による取り組みは、各主体が持っている人材、資源、資金を最大限有効に活用することで生まれる「相乗効果」による大きな効果と地域住民の主体的行動を促す効果が期待されています。





持続可能な地域社会を実現するために

持続可能な地域社会を実現するためには、健全で恵み豊かな環境を維持しながら、環境の保全と創出に関する施策を総合的に進めることにより、経済活動やその他の活動が環境への負荷の少ない社会構造へと変革することが求められます。

これらの認識のもとに、わたしたちは地域ならではの将来像を描き、これを共有できるよう議論を積み重ね、理想を現実へと近づけられるよう協働して取り組むことのできるしくみを整える必要があります。

わたしたちの責任と義務

わたしたちは、今ある豊かな自然環境のもとで健康かつ快適に過ごす権利と、それを将来世代に引き継いでいく責任と義務があります。

そのためには、環境の保全と創出について地球規模で考え、すべての事業活動と日常活動において、自主的に、しかも積極的に取り組まなければなりません。

地域に根ざした活動を確実に進め、持続可能な地域社会の実現をめざします。

（市の責任と義務）

市は、持続可能な地域社会をめざし、あらゆる施策を総合的、計画的に進める責任と義務があります。

市民・事業者の取り組みを促すためにも、自然生態系を維持し充実しながら、環境への負荷の少ない事業計画の立案、実施を積極的に、率先して進めます。

（市民の責任と義務）

市民は、持続可能な地域社会をめざし、日常生活において環境への負荷を少なくするよう努力しなければなりません。

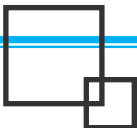
そのために、市や事業者等が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

（事業者の責任と義務）

事業者は、持続可能な地域社会をめざし、事業活動により公害を発生させないようにするとともに、自然生態系の維持に配慮し、環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

また、市や市民等が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

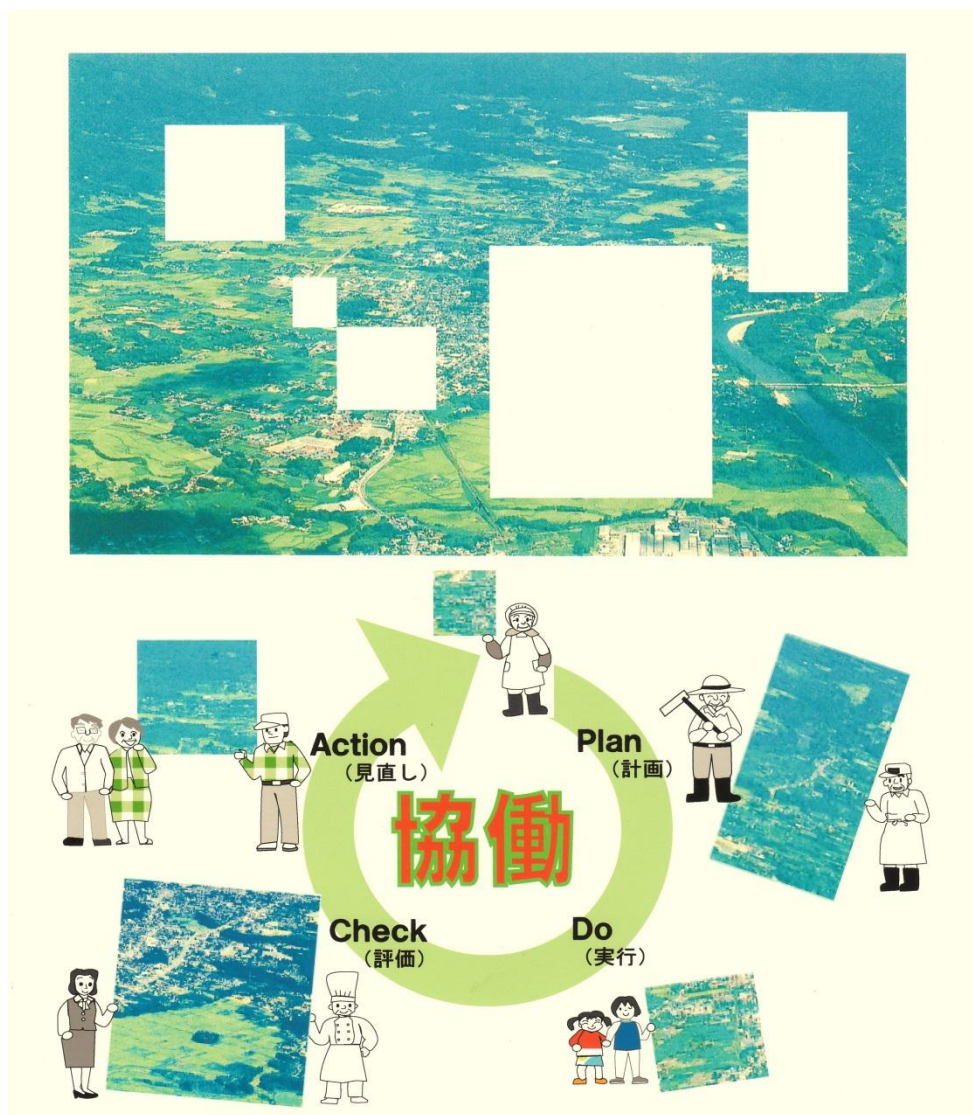
（参考：新城市環境基本条例）

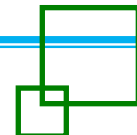


2 今、求められている理想の社会

わたしたちは、持続可能な地域社会をめざして

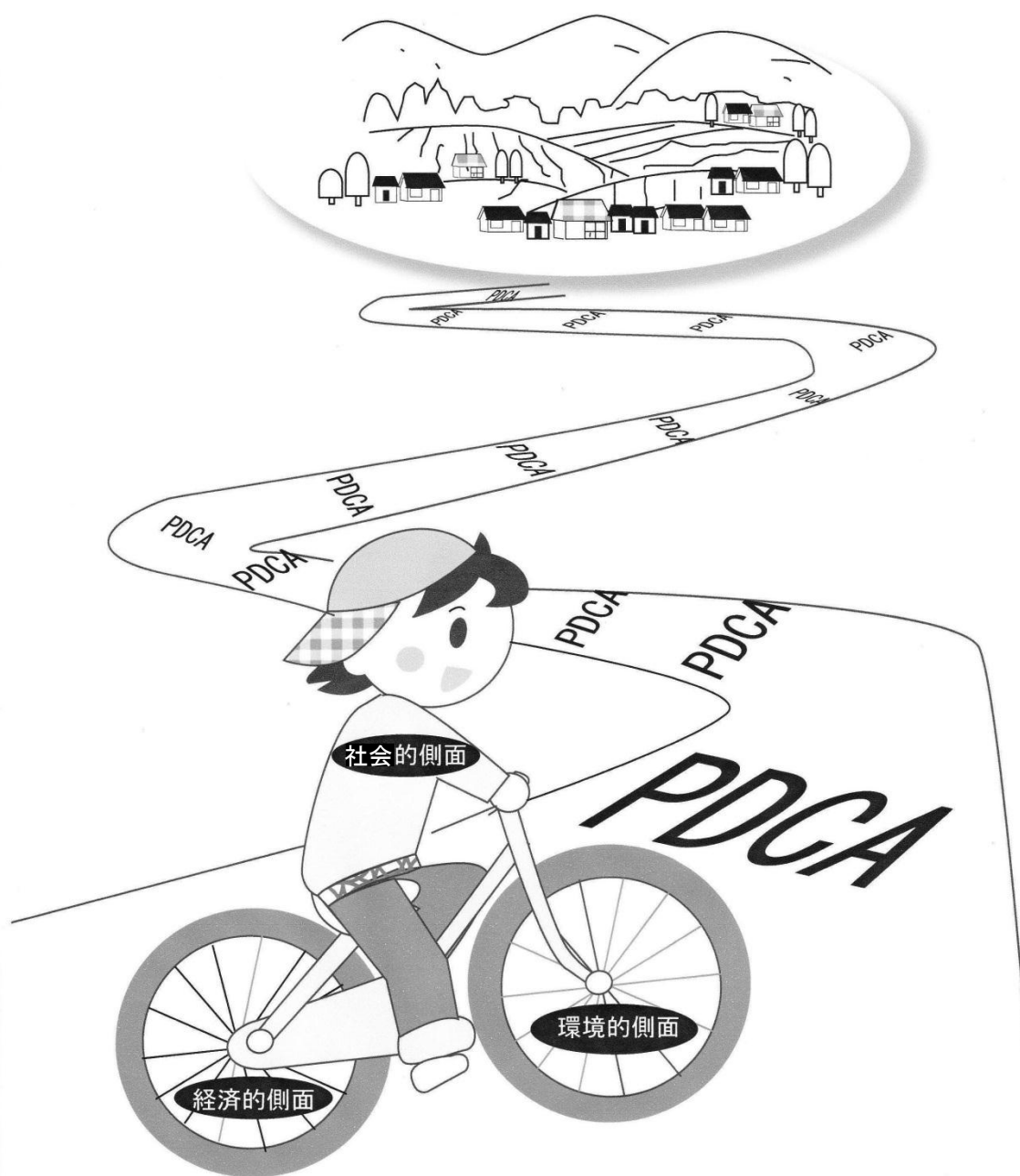
- ① 本市の特性を踏まえ将来における望ましい環境像と長期的・継続的な将来の具体的なビジョンを示します。
- ② 環境面だけでなく、経済的側面、社会的側面も統合的に向上するため、PDCAサイクル（計画し、実施し、評価し、改善することをくり返し行うこと）による計画推進のしくみをつくります。
- ③ 住民や団体・事業所・行政の協働による取り組みから、各主体間の良い関係を築くとともに、それぞれが今ある状況や課題に自ら気づき、改善を図る力の向上をめざします。





持続可能な地域社会

環境政策に取り組むだけでなく、経済活動が根強く営まれ、誰もが差別されことなく、健康で心豊かに暮らし続けることができる地域社会が実現していること。



環境の現状を

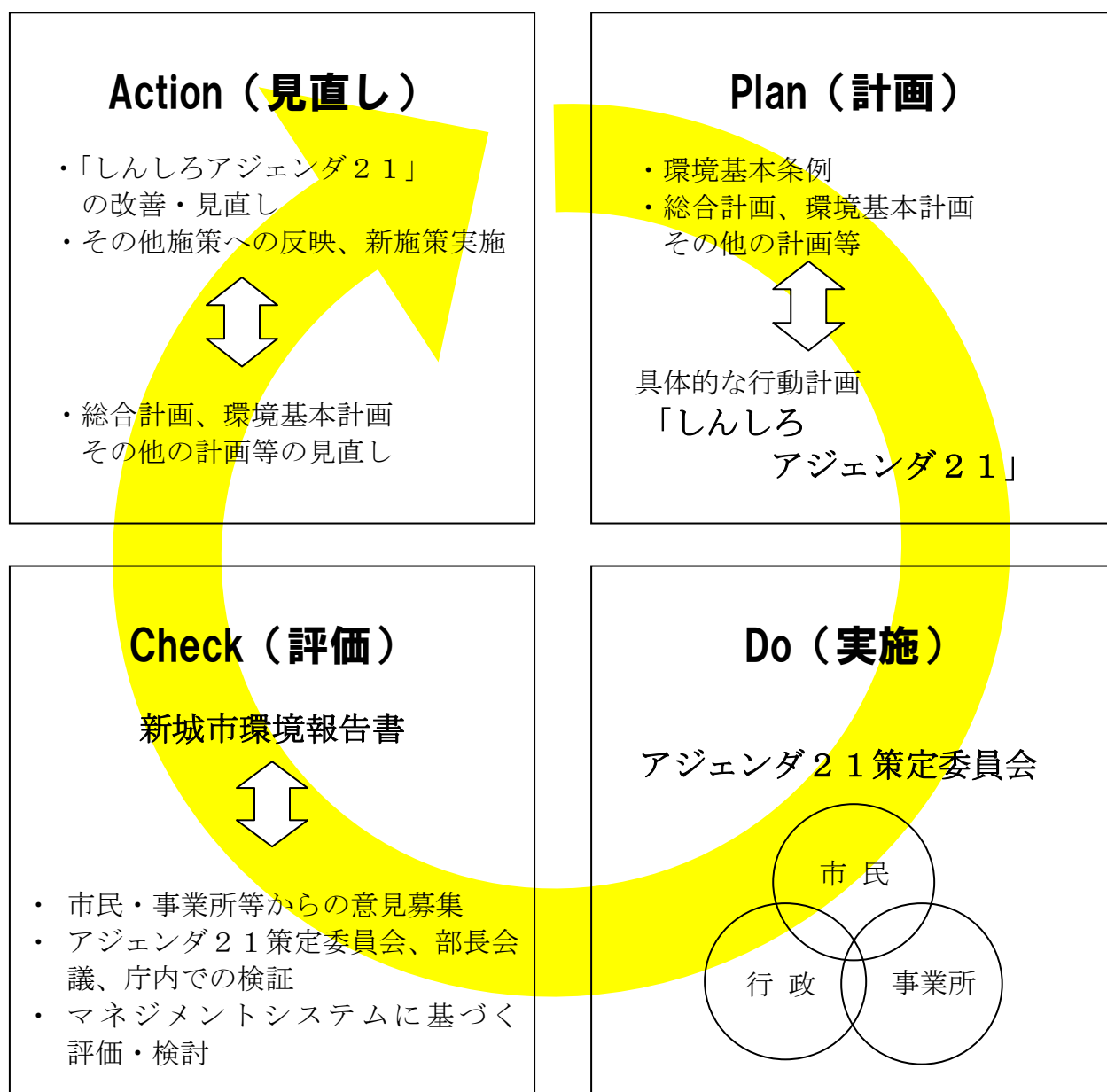
見る・知る ⇨ 実践する ⇨ 働きかける ⇨ 連携する

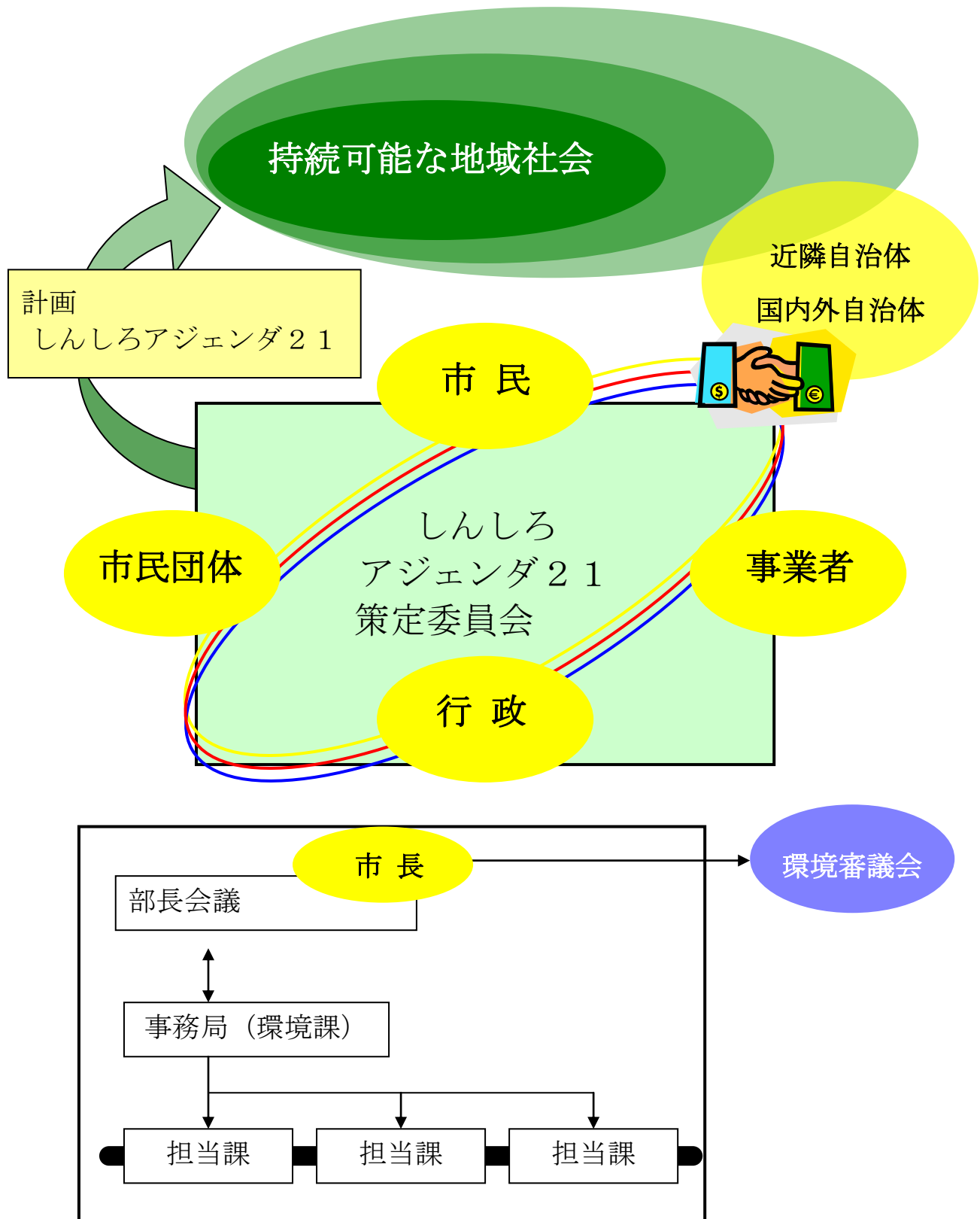
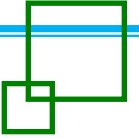


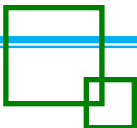
3 環境ビジョンの具現化へ

環境基本計画では、持続可能な地域社会の実現のための「わたしたちの環境ビジョン」を掲げています。そして、ビジョンの具現化に向け、強力に計画を推進していくため「アジェンダ21策定委員会」を設置し、環境基本計画をもとに具体的な行動計画「しんしろアジェンダ21」を策定します。

また、計画の進行度合いや目標の達成状況を把握することのできる環境報告書を毎年度作成し、公表することで、情報を共有するとともに、多くの人の参画による計画の見直しや取り組みを改善できるしくみをつくります。







3 環境ビジョンの具現化へ

（仮称）しんしろアジェンダ21会議

イギリスでは、地域自らが豊かな環境・経済・社会実現のために主体的に行動し、持続可能な地域の発展をめざした「グラウンドワーク※」という協働による環境調和型の実践活動が盛んに行われています。

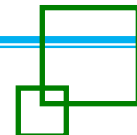
こうした活動は、環境問題に関心の高い人だけでなく、中高年者の就職の場や人々の生き甲斐の場、社会貢献の場にもなっています。

本市は、持続可能な地域社会の実現に向け、協働の推進組織「（仮称）しんしろアジェンダ21会議」を設置し、本計画に沿って自然環境や地域社会における持続可能な発展のための具体的な活動を進めます。

（仮称）しんしろアジェンダ21会議に必要な3つの要件

- ① 住民・事業所・行政が協働し良い関係を築くことができれば、各主体の長所を活かし、効果的に地域の問題に取り組むことができます。
- ② 地域住民の主体性を高め、行政や事業所と共に地域づくりを行うことが地域の発展につながります。
- ③ 環境保護や維持だけではなく、地域が一体となった環境マネジメントにより、地域環境の改善、向上をめざします。

※グラウンドワーク…イギリスで始まった地域で行う実践的な協働の環境改善活動。地域住民、事業所、行政が協力してつくった専門組織が、身近な環境を見直し、自らが汗を流して地域の環境を改善していくというもの。



（仮称）しんしろアジェンダ 2.1

本計画に沿って、自然環境や地域社会における持続可能な発展のための具体的な活動を進めるための計画として、「（仮称）しんしろアジェンダ 2.1」を策定します。

「（仮称）しんしろアジェンダ 2.1」策定には、次の3つの要件が必要不可欠なものとなってきます。

- ① 持続可能な社会の実現を目指したものであること
- ② 長期的な視点に立った行動計画であること
- ③ 市民参加により策定、実施、進行管理するものであること

「（仮称）しんしろアジェンダ 2.1」の構成

行動の基礎：地域の現状を知り、課題を明らかにする

- 持続可能な発展といった視点から、地域の現状はどうか、解決しなければならない課題は何かを、分野ごとに明らかにします。

目標の設定：その解決に向けた対策の目標を示す

- 問題解決のために、いつまでに、何をなすべきか、対策の大きな目標を示します。（目標は、数値を掲げる定量的なものだけでなく、定性的なものも含みます。）

行動：目標達成のためにとるべき行動を示す

- 目標を達成するために、どのような行動が必要か、また可能かを明らかにします。（行動を裏付けるシステムについても配慮が必要です。）

実施手段：具体的な実施手段を示す

- 誰が、どのような方法で行動するのか、具体的な実施手段を明らかにします。（住民、事業所、行政それぞれの役割を明確にし、それぞれの実施手段を示していく方法もあります。）

モニタリングおよびフィードバックの手法

- 設定した目標をどのようにモニタリングするか、またその結果をどのようにフィードバックするのかということを示します。



4 めざすまちの将来像

市民や団体・事業所・行政等の協働による持続可能な市民自治社会の実現をめざす、本市の最上位計画・総合計画「山の湊しんしろ経営戦略プラン」において掲げるめざすまちの将来像は、『市民がつなぐ 山の湊 創造都市』です。



「市民がつなぐ」

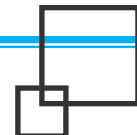
主権者である市民が「新たな公共」を基本理念に、互いに手をつなぎ合い、地域社会の将来を見つめ課題を解決していく市民自治の姿と、地域の豊かな文化・自然環境に包まれて、親から子へ、子から孫へと受け継がれていく郷土愛と命の継承、市町村の区域や県境を越え世界へとつながる市民交流の姿を表します。

「山の湊」

江戸時代から三河と信州とを結ぶ交易の要衝であった新城の「山湊馬浪」の賑わいを、第二東名高速道路や三遠南信自動車道の開通、情報ネットワークの整備に伴う総合的な地域力の増進に置き換え、集結する「人・もの・情報」を、潤いに満ちた暮らしの実現と地域の自立へと結び、市域の隅々から地域の魅力や多様なライフスタイルを発信し続ける、中山間地域における新たな暮らし・文化の発信拠点「山の湊」として発展する姿を表します。

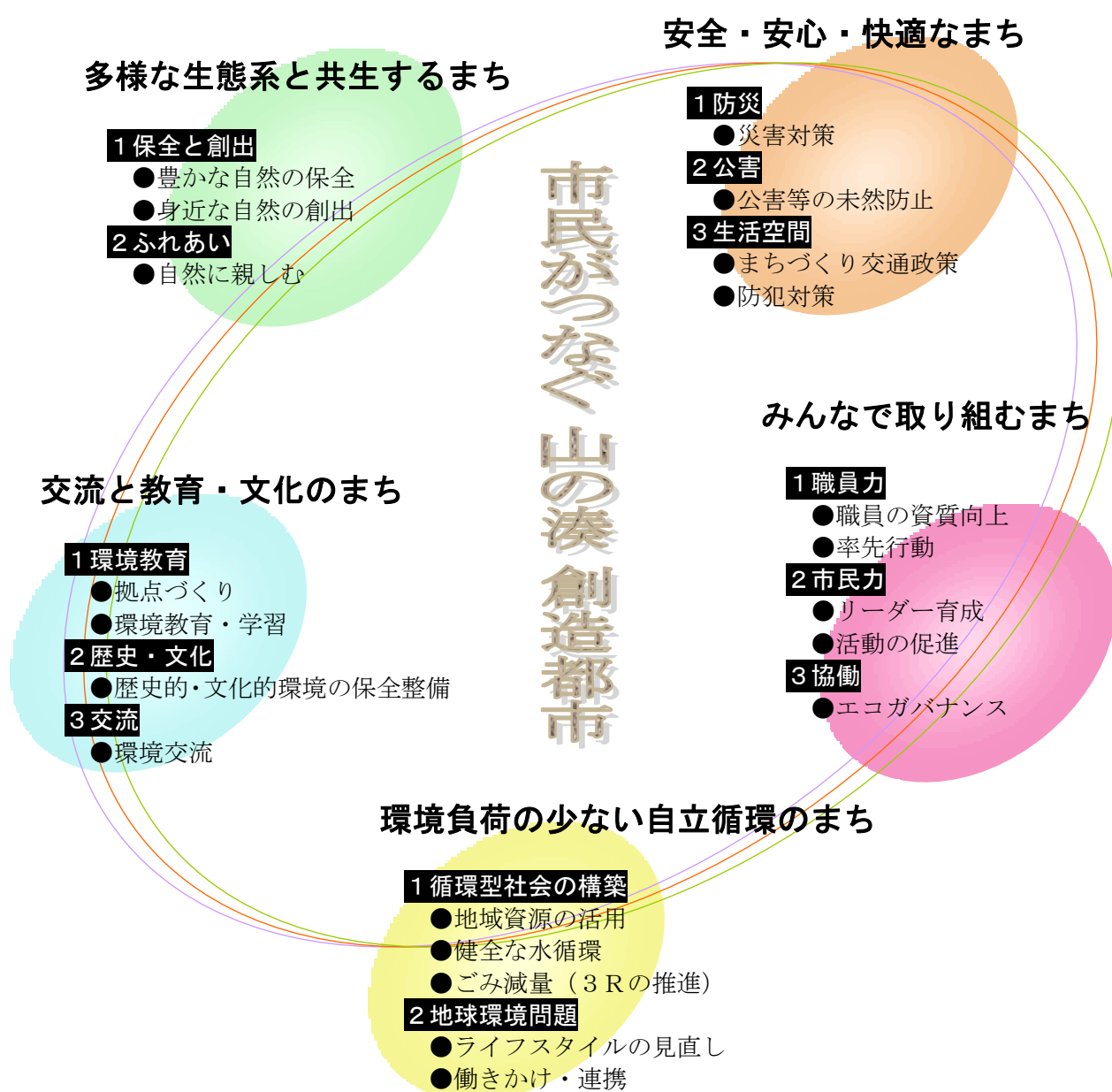
「創造都市」

地域内分権を進め、効率的で戦略的な行政経営への転換をめざす市政の姿と、多様性に富んだ市域を活かしながら、新たな人材や価値を創造し続ける姿を表します。



5 わたしたちの環境ビジョン

本市の掲げるめざすまちの将来像「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」の実現に向け、次の5つの「わたしたちの環境ビジョン」を設定します。





わたしたちの環境ビジョン

多様な生態系と共生するまち

わたしたちは、その地域の風土や心身ともに健康的な暮らしを営むために恩恵を与えてくれる多様な自然生態系の一員として存在しています。しかし、わたしたち人間の勝手な自然破壊による影響は、今や地球上のあらゆる生物多様性だけにとどまらず、生命の危機というところにまで議論が及ぶようになりました。

多様な生態系を育み、二酸化炭素の吸収や水源涵養などの公益的機能としてだけでなく、地域の文化や風土、産業発展の基礎として、あらゆる生命の源である自然環境を保護し、維持・保全しなければならないという意識は世界中で高まり、具体的な活動や研究、開発等が進められています。

本市には、幸いにもまだ、多種多様な野生生物が生息する豊かな自然環境が市全域にわたり存在しています。

わたしたちは、自然環境を大切にする心を育み、多様な生態系を維持・保全しながらも、地域資源を有効に活用する『多様な生態系と共生するまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。





1 保全と創出

●豊かな自然の保全

①生命の源としての自然の確保

本市最大の特徴であり、市民共有の財産である豊かな自然環境を、生態系に配慮しながら、日々の暮らしにおいて総合的に活用できる持続可能な地域資源として確保します。

②生物生息空間の保全・維持

地域ぐるみで基礎データを収集し現状を認識するとともにデータを活用しながら、地域の生態系全体を十分考慮した自然環境を維持・保全します。

●身近な自然の創出

①原風景の回復

市民の暮らしに関わりの深い昔ながらの緑豊かな森林、美しい田園風景、鮎踊る清流などを荒廃させることなく、将来世代に残したい原風景として維持・保全します。

②自然に配慮したまちなみ景観・公園づくり

地域の風土的な魅力や問題点を発見し、地域で考え、自然生態系に配慮した地域の活性化につながる独自性のあるまちなみ景観・公園づくりを推進します。

2 ふれあい

●自然に親しむ

①ふれあいの場の整備

森林や河川、ため池など自然にふれあい、楽しむことのできる場の充実を図り、市街地や都会に住む人たちとの交流を進めます。

②自然に親しむ心の醸成

子どもの頃から日常的に自然に親しみ、ふれあう機会をつくることで、自然を大切にする心を醸成します。



わたしたちの環境ビジョン

安全・安心・快適なまち

子どもからお年寄りまで、すべての人が日々健やかにくらすことのできる生活環境は、持続可能な地域社会を実現するための基盤となる重要な要素です。

本市は、東海地震、東南海・南海地震といった予測される大震災に係る地震防災対策強化地域であり、効果的・効率的な被害軽減策が求められています。さらに事業活動、家庭生活等に伴う公害苦情等の未然防止体制の強化を行う必要があります。

そのためには、地域が一体となり、早急かつ的確に行わなければなりません。

また、地球環境問題の深刻化により、自動車利用に係る環境負荷の低減や公共交通システムの向上といった交通政策にも取り組む必要があります。

これらは、奥三河地域の都市拠点としての市街地整備、少子高齢化対策、交通安全や防犯対策等のまちづくりと連動して行うことで、環境面だけでなく、まちの賑わいや地域の活性化へと進展していきます。

わたしたちは、災害に強く、公害のない、地域だけでなく地球にとっても『安全・安心・快適なまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。





1 防災

●災害対策

①防災体制の連携強化

消防防災センターを拠点に、災害を可能な限り未然に防止し被害を最小限に食い止めるための計画的な地域整備を進めるとともに、総合的な消防力の強化、体制を整備します。

②地域自主防災の推進

地域の自主防災会活動を支援し、市民の防災意識の醸成と自主防災会相互の連携強化、協力体制を確立します。

2 公害

●公害等の未然防止

①公害を未然に防ぐ体制強化と連携

公害苦情等の未然防止や被害を最小限に食い止めるため、地域住民、事業所、行政機関の連携体制を強化します。

②意識の高揚

事業活動や家庭生活における公害苦情等緊急事態への準備及び対応について、十分な認識や配慮、整備等がなされるよう徹底します。



3 生活空間

●まちづくり交通政策

①公共交通機関の利用促進

まちづくりと連動した計画的な公共交通の利便性向上と利用促進を図り、環境にやさしい地域の新しい公共交通システムを確立します。

②歩行と自転車利用の推進

歩行者や車椅子利用者の安全を第一に考え、安心して移動できる空間を確保します。また、環境負荷の少ない自転車の利用促進と利用しやすい環境を整えます。

③環境に配慮した自動車利用

マイカー依存の意識を見つめ直し、環境にやさしい交通手段への転換を図るとともに、環境負荷の少ない自動車利用を推進します。

●防犯対策

①犯罪を未然に防ぐ環境整備

犯罪の未然防止につながる健全な地域環境の整備と防犯対策を進め、地域ぐるみでの防犯意識の高揚を図ります。

②防犯組織・体制づくり

地域住民、事業所、行政機関との連携体制を強化し、地域自主防犯活動の活発化による地域の防犯力の向上を図ります。



わたしたちの環境ビジョン

交流と教育・文化のまち

わたしたちの地球環境問題への関心の度合いは、世界から見ても非常に高いレベルであることがわかっています。しかし、一人ひとりの環境負荷の少ないライフスタイルへの転換や持続可能な地域社会づくりについてはあまり進んでいないのが現状です。

これは、これまでの環境教育・学習機会が、ライフスタイルや地域の課題を総合的な視点で捉えた具体的な取り組みへと結びついていなかったからといえます。

本市には、先人から受け継がれてきた豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産、伝統芸能といった地域文化を形成する数多くの地域資源が存在しています。

持続可能な地域社会の実現のためには、地域に住む一人ひとりがこうした地域の恵みを保全し、活かしながら、学校や地域が連携して環境教育・学習を進めることが大切です。

また、学校や地域をはじめ、自治体や海外との積極的な交流は、地域の特色をより一層高められるきっかけとなります。

わたしたちは、自然、歴史・文化資源を活かした魅力的な「新城らしさ」あふれる『交流と教育・文化のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。





1 環境教育

●拠点づくり

①環境教育の拠点の整備

専門的、効果的に環境教育・学習に取り組むための拠点となる施設やフィールド、地域の環境情報発信機能を整備します。

②公民館活動の整備・充実

公民館や地域広場での地域の取り組み支援や活動拠点としての整備により、地域活動の活性化、積極的な環境活動を促します。

●環境教育・学習

①環境教育・体験学習

地域の特色を活かした環境講座・体験学習・イベント等の開催を通して、持続可能な地域社会づくりや環境活動、連携の促進を図ります。

②環境教育体制の整備

段階的、専門的に取り組むことのできる環境教育・学習体制や継続的に取り組みの改善・見直しができるしくみを構築します。

2 歴史・文化

●歴史的・文化的環境の保全整備

①史跡、名勝、天然記念物や建造物の保持

歴史的・文化的環境とその周辺の保全、整備とその知識や技術を将来にわたり継承する人材を育成します。

②歴史・文化の活用

地域の歴史や文化、伝統、生活技術を活かしたまちづくりや事業を展開し、地域活動の発展や活性化を図ります。



3 交流

●環境交流

①自治体、NPO・NGO等との交流

近隣自治体や同様の問題を抱えている自治体、NPO・NGO等との交流を深め、情報共有や連携した環境施策につながる親交関係を築きます。

②視察・研修会

他の自治体や地域の先進事例やノウハウを地域活動やまちづくりに活かし、新しい文化や地域の活性化を図ります。

③国際交流

国境を越えた地域の歴史的・文化的交流や環境保全活動の連携を積極的に行い、国際的な友好関係を築くとともに幅広い情報の共有や地球規模の取り組みを進めます。

④歴史・文化交流

地域の特性を活かした積極的な地域間交流や活動連携により、地域文化の保全と継承、地域の活性化を図ります。



わたしたちの環境ビジョン

環境負荷の少ない自立循環のまち

大量生産・大量消費・大量廃棄などの社会経済活動は、「便利さ」をもたらす一方で、健全な物質循環を阻害しています。

このまま今の社会経済活動を続けた場合、社会経済の発展どころか生命の存続にまで影響を及ぼすおそれがあります。

こうした事態に陥らないためにも、健全な生態系バランスを維持回復し、環境面と経済活動、社会的公正が統合的に向上する持続可能な社会構造への変革を進める必要があります。

そのために、一人ひとりのライフスタイルを環境負荷の少ないものへと転換し、また、地域資源を循環的に活用し発展していく環境配慮型事業活動の確立が求められます。

わたしたちは、地域の豊かな自然との共生を確保し、地球にやさしい『環境負荷の少ない自立循環のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。





1 循環型社会の構築

●地域資源の活用

①バイオマスの総合的利用と再生産

地域内でのエネルギーの循環利用を考え、森林等の豊かな地域資源を最大限活用したバイオマス※の総合的な利用と地域資源を再生産するしくみを確立します。

②地場産業の育成

地域に残る伝統技術や知恵を継承し、その人材確保のための有効な施策を実施していくことで地場産業の育成を図ります。

地域社会で愛用されるものづくりを心がけ、地産地消の文化を育みます。

③環境配慮型事業の推進

地域の持続可能な発展のため、地域資源の活用や地域の風土、自然生態系に配慮した開発や産業の育成を図ります。

※バイオマス…家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことをバイオマスといいます。

●健全な水循環

①健全な水環境の構築・強化

将来にわたり、豊かで、質のよい水を育む水源地域として、水利用から還元に至る一連の水循環や水源涵養、水質維持などを適切に行う健全な水環境を構築しその強化を図ります。

②広域連携の強化・推進

上流から下流まで豊かで質の良い水の恩恵を確保するため、流域圏全体を見据えた取り組みを推進し、連携を強化します。

③河川・池沼等の水質保全

地域での水循環、汚水処理など地域からのきめ細やかな取り組みを促進し、河川や池沼等の水質維持や改善を図ります。



●ごみ減量（3R※の推進）

①もったいない啓発活動

「もったいない」の意識の高揚と行動につながる取り組みのしくみを強化するとともに、積極的な情報提供や地域の活動を支援します。

②グリーンコンシューマーの育成

地球環境問題や地域の課題に対し、自主的に活動する市民力の強化につながるグリーンコンシューマー※を育成するしくみをつくります。

③ごみ分別・収集・処理体制の整備

一人ひとりが、ごみ問題を自らの問題としてとらえ、ごみ減量につながる分別・収集・処理体制を整備するとともに、市民の行動が適正に反映されるしくみをつくります。

※「3R」…「Reduce」（リデュース）、「Reuse」（リユース）、「Recycle」（リサイクル）の英語の頭文字「R」を指したものです。

- リデュース＝ごみの発生抑制。使い捨てのものなどごみになるものは使用しないなど、物の量をへらすこと。
- リユース＝再使用。使用済になっても、もう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。
- リサイクル＝再生。再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再利用すること。

※グリーンコンシューマー…買い物をするときに、できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者のことをいいます。



2 地球環境問題

● ライフスタイルの見直し

① 省資源・省エネ行動

日々深刻化している地球温暖化問題をはじめ、地球規模の環境問題に対し具体的な行動を提案し、市民一人ひとりの省資源・省エネ行動を促進します。

② 自然エネルギー利用の促進

二酸化炭素排出量を確実に削減するため、自然エネルギーの利用を促進し、地域で自然エネルギー※を活用できるしくみをつくります。

※自然エネルギー…太陽エネルギーや風力など、再生可能なエネルギーのことをいいます。

● 働きかけ・連携

① 環境活動の輪づくり

地球環境問題や地域の課題に対し、地域住民や事業所、行政がお互いの得意分野を活かしあう関係の形成やそのためのしくみをつくり、環境活動の活発化を図ります。

② 自治体、NPO・NGO等との連携

環境問題がひとつの自治体で完結するものではないことを認識し、近隣自治体や同様の問題を抱えている他の自治体、NPO・NGO等との連携を図り、より効率的な環境施策をめざします。



わたしたちの環境ビジョン

みんなで取り組むまち

21世紀の自治体のあり方として、自然生態系と共生し、持続的に成長・発展していく地域経済社会を構築することが求められています。

そのために、行政は、職員の資質や環境意識の向上だけでなく、各主体の模範となるよう組織としての機能を高めていくことが重要です。

また、地球環境問題や地域の課題に対し、総合的な視点で取り組むためには、行政の持つ情報をできる限り公開して共有化を図り、地域住民が主体的に地方自治に関わるしくみづくりや支援をしていくことが必要です。

本市は、地域に住む一人ひとりの「気づき」を起点に、その行動を地域の「連携」へと広げ、住民や団体・事業所・行政の協働による「持続可能な市民自治社会」の実現をめざす「エコガバナンス宣言」を行いました。

これにより、各主体のもつ人材、資源、資金を最大限活用して得られる相乗効果と一人ひとりの主体的行動を促す効果を生み出すしくみづくりを進めています。

わたしたちは、地球環境問題や地域の課題に対して『みんなで取り組むまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。





1 職員力

●職員の資質向上

①職員研修

持続可能な地域の発展につながる行政施策を行うことができるよう、職員の資質や政策形成能力の向上につながる効果的な研修を行います。

②組織づくり

持続可能な地域社会の実現に向け、統合的な行政施策を行うため、縦割りの弊害をなくし、効果的な施策運営を可能にする組織づくりを行います。

●率先行動

①行動計画と進行管理

二酸化炭素削減や経費節減のため、庁舎管理におけるごみ減量、節水、省エネルギー等のエコオフィスに係る職員の行動計画を策定し、確実に実行できるよう進行管理を行います。

②市民・事業所との連携

地域住民や事業所に対し、あらゆる施策の計画段階からの参画を求め、合意形成を図りながら連携して取り組むしくみをつくります。



2 市民力

●リーダー育成

①環境活動リーダーの育成

地域活動の活性化を促進するため、地域における環境活動や環境学習のリーダーを住民の中から育成するしくみをつくります。

②活躍の場づくり

リーダーが、その地域での活動のみにとどまらず、さらに活動の範囲を広げ、レベルアップにもつながる活躍のできる機会やしくみをつくります。

●活動の促進

①ネットワークづくり

活動グループが、情報の共有ができ、市の取り組みへの参画やグループ同士の連携につながるネットワークを構築します。

②環境活動支援

活動グループが、その専門性を活かすことができ、地球環境問題や地域の課題に貢献できるよう支援します。

③環境情報の提供

環境活動や協働の取り組みの促進のため、地球環境問題や地域の課題、本市における環境の取り組み状況等について積極的に公開し、地域住民や事業所との情報の共有化を図ります。



3 協働

●エコガバナンス

①持続可能な市民自治社会のためのしくみづくり

豊かな自然環境のもとで、多様な生態系と地域住民が共生しながら、地域資源を有効に活用し、持続的に成長・発展する地域社会を形成するしくみをつくります。

②協働の組織づくり

持続可能な地域社会の実現をめざし、本計画を推進するだけでなく各主体が互いに高めあうことのできる持続可能な協働の組織をつくります。



第3章 新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21

第2章は新城市環境基本計画からの抜粋です。環境基本計画は策定が平成20年10月で、3. 11以後のエネルギー政策の大転換等の事象を反映していません。

しかし、多くの点では今も有効であると判断できることから、第2章に掲げました。

そして、この第3章では、新たに策定となった「新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21」を記載しています。

新城市の持つ特徴的な風土と現況を踏まえ、「わたしたちの環境ビジョン」の理想的な将来像を構想し提示しました。

そして、それを実現する計画として環境基本計画があり、これに沿ってわたしたちが具体的に行動を起こすための処方箋、もしくは、実践する行動計画が、この「新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21」です。

以下、「新城市環境基本計画」の5つの大項目

◎多様な生態系と共生するまち ◎安全・安心・快適なまち ◎交流と教育・文化のまち
◎環境負荷の少ない自立循環のまち ◎みんなで取り組むまち

それぞれに中項目と小項目があり、小項目ごとに課題が複数あります。そして、その課題を解決するための行動提案がこの「新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21」です。

行動提案ごとに「市民の取り組み」、「事業者の取り組み」、「市の取り組み」を挙げています。

偶数ページに課題、行動提案、市民の取り組み、奇数ページに事業者の取り組み、市の取り組み、偶数ページと奇数ページを見開きで見てください。

課題に対して、行動提案、市民・事業者・市のそれぞれの取り組みが関連して分かる構成になっています。

市民には、個人・家庭・団体（NPO法人・NGO団体を含む）・地域の取り組みを挙げています。

事業者には、企業（個人事業者・組合などの団体を含む）・農林水産業者・森林所有者・スーパー・コンビニ・飲食店・商店等の取り組みを挙げています。

市には、市役所の各課（室）等の担当や関係する取り組みを挙げています。

行動提案と取り組みは、あくまで一例です。これでなければいけないというものではありませんし、課題解決のためなら別の行動提案や取り組みがあっても構いません。

皆さんの行動提案、取り組みを計画の見直し時に追記して、計画を充実させていきますので、お気づきの点や新たな取り組み等のご意見や情報を新城市役所環境課まで、お寄せください。



大項目 多様な生態系と共生するまち

中項目 1 保全と創出

小項目 豊かな自然の保全

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① 生命の源としての自然の確保	＊地域の自然環境を知ろう	個人・家庭	地域の自然を知るために家族で里山や河川に出かけます。
			鳳来寺山自然科学博物館、豊橋自然史博物館、蒲郡生命の海科学館、豊川ジオスペース館等の見学に家族で出かけます。
			鳳来寺山自然科学博物館や環境活動団体が主催する自然観察会や勉強会に積極的に参加します。
			東海自然歩道や作手中山間湿原群などを歩きます。
	団体・地域	自然観察会などを実施します。	
		子ども会や公民館の活動を通じて自然観察会などを実施します。	
	＊自然のある森林・河川・農地を守り、次世代に伝えよう	個人・家庭	自然を守るための、森林管理や河川清掃のボランティア活動に参加します。
		団体	自然を守るための生物生息調査やシンポジウム、イベント等を実施します。
＊自然にやさしい化学製品を使おう	個人・家庭	自然に大きな影響を与える化学製品を使わないようにします。	
	団体	自然に大きな影響を与える化学製品の情報を収集します。	



大項目 多様な生態系と共生するまち

中項目 1 保全と創出

小項目 豊かな自然の保全

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	事業所周辺の自然環境を知るために、従業員とともに里山や河川に出かけます。	文化課	自然観察会などを継続的に実施します。(鳳来寺山自然科学博物館運営事業)
	鳳来寺山自然科学博物館や環境活動団体が主催する自然観察会や勉強会への参加を呼びかけます。	環境課	学校や地域と連携して水生生物調査を継続的に支援します。(水質浄化・管理事業)
企業・農林水産業者	自然観察会などに参加して周辺環境を保全する活動を行います。		
農林水産業者	新城市の特徴的な風土を知り、それを活かした理想的な環境を実現するために農林水産業の在り方について考え行動します。		
企業	自然環境の保全に努め、やむをえず、開発をする場合は、周辺の自然に十分配慮して開発します。	環境課	広報やホームページなどを通じて自然を守ることの大切さを伝えます。
		農業課	<u>中山間地域等直接支払事業</u> (注1)、 <u>農地・水保全管理支払対策</u> (注2)を継続していきます。
			<u>環境保全型農業直接支援対策</u> (注3)を推進します。
		森林課	森林の間伐を促し、森林を適正に管理できるようにします。
企業	自然に大きな影響を与えない化学製品を作ります。	農業課	自然に大きな影響を与える農薬などを使わないよう指導します。
農林水産業者	自然に大きな影響を与える農薬などを使わないようにします。	環境課	化学製品の環境影響について調査し、公表します。



大項目 多様な生態系と共生するまち

中項目 1 保全と創出

小項目 豊かな自然の保全

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
② 生物生息空間の 保全・維持	* 地域固有の生物を 守ろう	個人・家庭	河川水生生物調査や植物調査、バードウォッチングなどに参加します。
		団体・地域	地域固有の生物の生息調査を行い、公表します。
			外来種・移入種の駆除を地域住民で行います。
	* 里山を保全して 生態系を守ろう	個人・家庭	生物が生息できる里山にするため、広葉樹を植林する作業などに参加します。
		団体	市民参加型のイベントとして広葉樹の植林作業などを開催します。
		地域	区有林や共有林などの広葉樹林化を図ります。
	* 蛍が舞い、 鮎が踊るなど、 昔からいる 生き物の営みを 守ろう	個人・家庭	浄化槽の管理を徹底し、合併処理浄化槽への更新に努めます。 環境に影響を与える油などを生活雑排水として流さないようにします。
		団体・地域	地域の生態系を考えた上で、蛍の餌になるカワニナを放流したり、稚魚を放流したりして生き物の営みを育みます。



大項目 多様な生態系と共生するまち

中項目 1 保全と創出

小項目 豊かな自然の保全

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
農林水産業者	間伐などを実施して森林を適正に管理し生物生息空間をつくります。	環境課	指定されている外来種・移入種の情報を公表し、排除を促します。
	希少種を保護する活動を行い、生態系の保全に努めます。		指定されている希少種、絶滅危惧種の情報を公表し、保護を促します
			外来種や希少種の生息域を調査公表し、排除や保護に役立てます。
		文化課	新城の自然調査を行い、公表します。（鳳来寺自然科学博物館運営事業）
森林所有者	植樹には針葉樹だけでなく広葉樹を植え、混交林化を進めます。	森林課	森林所有者が間伐などを行い適正な管理ができるように促します。
企業	事業所周辺の里山保全活動を地域といっしょに行い、生態系の保全に努めます。		
	常緑広葉樹の苗を小中学校へ配布して、生物の生息に欠かせない森を再生します。		
	種から苗木を育て、事業所周围に植樹するとともに、地域住民の要望に応え、苗木提供や植樹を継続して行います。		
企業	排水管理を企業として徹底し、水を汚さないようにして、生物が生息できるようにします。	環境課	河川の水質調査を継続的に実施します。
	企業活動における大気汚染や水質汚濁の防止に努め、生物生息環境を守ります。	下水道課	下水道への接続、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。
農業者	農地の小さい水循環を積極的に促し、生態系に配慮した用排水路等の管理を行います。		



大項目 多様な生態系と共生するまち

中項目 1 保全と創出

小項目 豊かな自然の保全

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
② 生物生息空間の 保全・維持	*自然を活かした 農業で生き物を 育もう	個人・家庭	有機農法で採れた作物を買い、生態系に配慮します。



大項目 多様な生態系と共生するまち

中項目 1 保全と創出

小項目 豊かな自然の保全

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
農業者	有機農法を学び生態系に配慮します。	農業課	有機農法の効用について情報提供し、普及啓発に努めます。



大項目 多様な生態系と共生するまち

中項目 1 保全と創出

小項目 身近な自然の創出

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① 原風景の回復	* 自然と共生した日本の原風景を守り、次世代に伝えよう	個人・家庭	四谷千枚田のキャンドルナイトなど原風景を残すイベントに参加します。
		団体・地域	地元産の米を食べるなど、環境に配慮して生産された農林水産物の地産地消に心がけます。
② 自然に配慮した まちなみ景観・ 公園づくり	* 自然に配慮したまちなみ景観にしよう	個人・家庭	鞍掛山麓千枚田保存会、連谷お助け隊、連谷小学校などの活動を通して、四谷千枚田をはじめとする原風景を守る活動を継続します。
		団体・地域	家の建て替え時には、周りの景観に配慮し、木の香りや温もりが感じられる建築を行います。
			新町地区まちづくり協議会が実施している、まちなか景観向上のための活動やまちづくり憲章の周知活動などの輪を広げていきます。
			土地所有者の協力を得て、道路脇の空き地などを花壇にします。



大項目 多様な生態系と共生するまち

中項目 1 保全と創出

小項目 身近な自然の創出

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
農林水産業者	環境に配慮した農林水産業を通じて原風景を守ります。	鳳来総合支所地域整備課	四谷千枚田の保存活動を支援します。
企業	環境に配慮した農林水産業活動に参加・協力します。	環境課	原風景の残る場所の調査を実施します。
		文化課・観光課 他	自然観察会などを <u>エコツーリズム</u> （注4）として企画・運営します。
企業	緑地の整備や景観に配慮した施設（ビオトープ等）をつくりま	都市計画課・施設を管理する担当課	自然や周りの景観に配慮した公共施設や公園の整備を行います。
		都市計画課	「 <u>美しい愛知の景観資源</u> 」（注5）に選定された新城市の37の景観を紹介し、守り伝えたい景観に対する考えを市民と共有します。



大項目 多様な生態系と共生するまち

中項目 2 ふれあい

小項目 自然に親しむ

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① ふれあいの場の整備	*自然とふれあい 楽しむ場で交流 する機会を持つ	個人・家庭	自然観察会などの自然とふれあうイベント等に参加します。
		団体・地域	農林業体験などで交流と理解を深める場を作ります。(黄柳野地区農業体験・つくで手作り村の活動など)
② 自然に親しむ 心の醸成	*自然に親しみ 大切にすることを 育てよう	個人・家庭	環境活動団体などの主催する野外活動などに家族で参加します。
		団体・地域	野外活動や歩こう大会など自然に親しむイベントを実施します。
			園児等が参加して行う鮎とアマゴの稚魚の放流を続けて自然を大切にします。



大項目 多様な生態系と共生するまち

中項目 2 ふれあい

小項目 自然に親しむ

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	C S R（企業の社会的責任）等を通じて自然に親しむ機会を創出し、従業員に参加を促します。	環境課	水生生物調査を継続的して実施することで自然とふれあう機会を創出します。
農林業者	農林業体験などを通じて交流と理解を深める場をつくりまします。	企画課	交流居住センターにおける都市と山村の交流情報を市民に提供します。
企業	自然観察会などのイベントへの参加を従業員に呼びかけます。	文化課	鳳来寺山自然科学博物館や地域、環境活動団体が実施する自然観察会や勉強会の情報を積極的に市民に提供します。
農林水産業者	学校や団体などが行う自然に親しむイベントに協力し、使っていない農地や森林を提供します。	こども未来課	園児等が参加して行う鮎とアマゴの稚魚の放流を支援します。
	生命が循環する自然豊かな農山村の暮らしを体験する場を提供し、「人が自然とともに生きている」という感性を育てる活動に協力します。	森林課	市民参加の森づくり推進事業を通じて森林の役割を伝え、自然を大切にする心を育てます。
		学校教育課	児童・生徒による野外学習活動を実施し、自然体験の機会を創出します。



大項目 安全・安心・快適なまち

中項目 1 防災

小項目 災害対策

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① 防災体制の 連携強化	*地域を守る消防団 活動に協力しよう	個人・家庭	積極的に消防団に入団し、家族で 応援します。
		団体・地域	消防団活動と連携した防災訓練な どの活動を実施します。
	*避難所での エネルギー等を 確保しよう	個人・家庭	太陽光発電などの再生可能エネル ギー導入を積極的に行い、災害時 に活用できるようにします。
		団体・地域	自主防災会による避難所の非常用 電源として太陽光発電システムに よる発電機や蓄電池などの確保を 検討します。



大項目 安全・安心・快適なまち

中項目 1 防災

小項目 災害対策

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	消防団協力事業者に登録し、消防団活動に協力します。		消防詰所の整備、消防団資機材の充実を図ります。
		消防本部	消防団員の待遇改善を図ります。 消防団員がいつでも緊急対応できるように、広域体制の整備を図ります。
企業	太陽光発電などの再生可能エネルギーによる蓄電池の導入を積極的に行い、災害時に地域と連携するなど、活用に努めます。	施設を管理する担当課	避難所となる公共施設に太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を積極的に行います。
	地域防災計画に則り、事業所として防災体制の強化に努めます。	防災安全課	避難所となる公共施設に非常用電源などを設置します。
	事業所の耐震補強を実施し、災害時には、地域住民に予め確保した緊急用の食糧や水を提供します。		自主防災会などに災害時の非常用電源として発電機などを配備します。
	事業所敷地に「かまどベンチ」（災害時にかまどとして使えるベンチ）を設置し、災害時に調理する場として地域住民に提供します。		
	防災協力事業に登録し、地域の防災活動に協力します。		
農林水産業者	地域自給力を高める経営に心がけ、災害時に水、食糧、薪、調理場等を地域住民に活用できるようにします。		



大項目 安全・安心・快適なまち

中項目 1 防災

小項目 災害対策

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
② 地域自主防災の推進	* 地域で行う自主的な防災活動に取り組もう	個人・家庭	地域の自主防災会活動に積極的に参加します。
		団体	防災ボランティアに積極的に登録し、活動します。
		地域	地域防災ボランティア組織を強化し、地域にあった防災マニュアルを作成し、訓練を行います。
	* 土地・建物をきちんと管理しよう	個人・家庭	使用していない土地や建物に対し責任を持ってきちんと管理します。
			住宅の耐震診断を積極的に行い、耐震改修を早期に実施できるよう努めます。
		地域	地域で空き地や空き家の安全性を確認し、所有者に適正な管理を促します。



大項目 安全・安心・快適なまち

中項目 1 防災

小項目 災害対策

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	事業所として地域自主防災会活動に積極的に参加します。	防災安全課	自主防災会の資機材の充実や防災訓練活動資金の充実を図ります。
	事業所の防災マニュアルを作成し、訓練を行います。		地域防災ボランティア組織強化のための研修会や訓練を実施します。
	事業所として自衛消防隊を組織し、防火・防災体制を構築して自主訓練を定期的に実施します。	防災安全課	防災学習ホールを活用して、防災意識の向上を図ります。
企業・農林水産業者	所有している土地、建物は適正に管理し、災害時には避難所などで活用できるように提供します。	防災安全課・都市計画課・他	周辺住民等に危険を及ぼすような状況にある土地・建物所有者に対して適正に管理できるよう指導します。
企業	所有する土地、建物を適正に管理し、周辺の住民に迷惑をかけないようにします。		



大項目 安全・安心・快適なまち

中項目 2 公害

小項目 公害等の未然防止

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① 公害を未然に防ぐ体制強化と連携	* 公害や苦情が起きないようにしよう	個人・家庭	一人ひとりが環境を意識し、公害を未然に防ぐとともに常に周りに迷惑をかけないようにします。
		地域	企業と環境保全のための協定を締結し、公害の防止や苦情が起きないようにします。
	* ごみの投げ捨てや不法投棄をなくそう	個人・家庭	ごみの投げ捨てや不法投棄はしません。
		団体・地域	ごみの投げ捨てや不法投棄が起きないように地域ぐるみで見張り（パトロール等）を行います。
	* 野焼きをなくそう	個人・家庭	廃棄物の処理及び清掃に関する法律や森林法を守り、周囲に迷惑となる野焼きはしません。
		地域	野焼きをしないよう地域で呼びかけ、地域単位の見守り隊を編成します。
② 意識の高揚	* 地域みんなで自分たちの環境を見守ろう	個人・家庭	常に周りの環境の変化を意識します。
		地域	地域ぐるみで、地域の環境の変化に気を配ります。



大項目 安全・安心・快適なまち

中項目 2 公害

小項目 公害等の未然防止

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	公害を出さないように環境基準や環境保全協定の項目等を順守します。	環境課	積極的に企業と環境保全協定を締結します。
	周辺の環境に配慮した持続可能な事業を行うとともに地域とのコミュニケーションの機会を持ちます。	生活衛生課	クリーンセンターや清掃センター、斎苑の管理を徹底します。
	地域懇談会、事業所周辺環境モニター、事業所見学などにより、事業所の環境活動に対する地域住民とのコミュニケーションを図ります。	土木課・環境課	新東名高速道路の建設に係る水質監視や供用開始に伴う騒音測定などを行い、環境変化を観察、把握します。
企業	廃棄物は適正に処理し、不法投棄はしません。	生活衛生課・施設を管理する担当課	ごみの投げ捨てや不法投棄が起きないように地域と連携しパトロールや啓発を行います。
	事業所周辺の清掃活動を定期的に行い、環境保全に努めます。		不法投棄防止策に関する情報収集を行い、市民に提供します。
農林業者	常に農林地を適正に管理します。(草刈、枝払い、下刈り等)		
企業	廃棄物は、法を順守して適正に処理し、野焼きをしません。	生活衛生課・森林課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律や森林法を守り、周囲に迷惑をかける野焼きをしないように広報等で啓発します。
農林業者	農林業のために野焼きを行うときは、周辺環境に配慮します。		野焼きの通報を受けた場合、適切な指導を行います。
企業	従業員一人ひとりが環境への意識を持てるようにします。	環境課	<u>I S O 14001 認証取得事業所等連絡会議</u> (注6) を定期的の実施します。
	I S O 14001 などの環境認証取得・継続に努め、環境配慮企業をめざします。	環境課・各自治振興事務所	地域からの公害等の情報を収集し、解決するようにします。
企業・農林水産業者	C S R (企業の社会的責任) の意識付けと同時に環境学習を推進します。		



大項目 安全・安心・快適なまち

中項目 3 生活空間

小項目 まちづくり交通政策

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① 公共交通機関の利用促進	*公共交通機関を積極的に利用し、環境に配慮しよう	個人・家庭	電車やバス等の公共交通機関を積極的に利用します。
			通勤や買い物などに乗り合わせて行きます。
② 歩行と自転車利用の促進	*歩行や自転車利用の楽しさを知ろう	個人・家庭	積極的に徒歩や自転車などで通勤や買い物をします。
			歩くことや自転車利用のイベントに参加します。(さわやかウォーキング、ツール・ド・新城など)
③ 環境に配慮した自動車利用	*省エネ運転をしよう	個人・家庭	車を使用する際は、 <u>アイドリングストップ</u> や <u>エコドライブ</u> (注7) を心がけます。
		個人・家庭	車を買うときは、省エネタイプを選びます。(EV、PHV (注8) など)
	*省エネタイプの自動車にしよう		



大項目 安全・安心・快適なまち

中項目 3 生活空間

小項目 まちづくり交通政策

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	公共交通機関がある場合、従業員に電車やバス等を積極的に利用するように呼びかけます。	行政課	新城市地域公共交通会議で、公共交通の利用促進のための方策を協議します。
	公共交通機関がない場合、従業員に通勤での乗り合わせを呼びかけます。		地域公共交通改善のための調査を行います。
			Sバス(市営バス)等の利用促進のための路線、時刻などの見直しを常に行います。
			J R 飯田線の利便性を図る活動を継続します。(新城駅などの駅員を雇用します)
			J R 飯田線や豊鉄バスの本数増加の要望や、Sバス等公共交通機関の充実を図ります。
企業	従業員に徒歩や自転車の利用を呼びかけます。	土木課・都市計画課	歩道や自転車道を整備します。歩道は段差を少なくし、車椅子等の利用に配慮します。
	自転車レース「ツール・ド・新城」などのイベントに企業として参加・協賛します。	スポーツ課・観光課	ウォーキングや自転車のイベントを実施・支援します。
企業	従業員に車を使用時の <u>アイドリングストップ</u> や <u>エコドライブ</u> (注7)を促します。	環境課	<u>燃費マネージャー</u> (注9)の利用を呼びかけ、エコドライブの啓発を行います。
企業	車を買う時は、 <u>EV</u> 、 <u>PHV</u> (注8)などの省エネタイプを選びます。	行政課	公用車の更新時には、省エネタイプの車に切り替えます。
スーパー・コンビニ等	電気自動車用の充電スタンドを整備します。	行政課・都市計画課・施設を管理する担当課	電気自動車の充電スタンドを公共施設等に整備します。



大項目 安全・安心・快適なまち

中項目 3 生活空間

小項目 まちづくり交通政策

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
③ 環境に配慮した 自動車利用	* <u>エコ通勤</u> (注10) を しよう (車の使用を最低限 にしよう)	個人・家庭	エコ通勤に努めます。
			買い物は地元のものを買い、地産地 消に心がけ、移動距離を少なくしま す。



大項目 安全・安心・快適なまち

中項目 3 生活空間

小項目 まちづくり交通政策

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	従業員の <u>エコ通勤</u> （注10）を奨励します。	人事課・環境課	市職員、市民、事業所にエコ通勤を呼びかけます。
企業・農林業者等	地産地消に努め、移動距離を少なくします。	庁内各課	出張等の車の使用は最低限にします。（または、電気自動車を使います）



大項目 安全・安心・快適なまち

中項目 3 生活空間

小項目 防犯対策

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① 犯罪を未然に防ぐ環境整備	*地域の力で犯罪をなくそう	個人・家庭	地域の防犯活動に協力します。
		団体・地域	定期的に防犯パトロールを実施します。
			防犯灯の維持・管理・整備を行います。
② 防犯組織・体制づくり	*行政と連携して犯罪をなくそう	個人・家庭	不審者を見かけたら警察などに通報します。
			出かけるときは、必ず戸締りと施錠をします。
		団体・地域	<u>こども110番の家</u> (注11)を確認したり、 <u>青パト隊</u> (注12)活動を実施するなど、地域単位で安全安心パトロール隊を編成し、地域を見守ります。



大項目 安全・安心・快適なまち

中項目 3 生活空間

小項目 防犯対策

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事 業 者 の 取 り 組 み		◆ 市 の 取 り 組 み	
企業	地域の防犯活動に協力します。	土木課	道路の見通しを良くします。
		都市計画課・施設を管理する担当課	公園等は見通しを良くし、見回りや照明等の防犯施設を設置します。
		防災安全課	地域安全灯（防犯灯）設置費補助を継続します。
		防災安全課 他	空き家などがあれば、所有者へ適正に管理するよう指導します。
企業	こども 110 番事業所として登録したり、パトロール活動を行います。	防災安全課	市が管理する駐輪場などの放置自転車を撤去します。
			青色回転灯積載車両（まもるンジャー）や広報車で巡回します。
			警察や防犯団体と連携し、安全・安心の防犯対策を進めます。



大項目 交流と教育・文化のまち

中項目 1 環境教育

小項目 拠点づくり

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① 環境教育の 拠点の整備	* 地域の環境を 地域の拠点で 学習しよう	個人・家庭	地域で行う環境学習に参加します。
		団体・地域	地域で行う環境学習に取り組める フィールドを提供し、協力します。
② 公民館活動の 整備・充実	* 地域の環境を 地域の住民で 知り、守って いこう	個人・家庭	公民館活動や地域で行う環境学習 に参加します。
		団体・地域	生物生息調査や環境を守る活動 を行います。



大項目 交流と教育・文化のまち

中項目 1 環境教育

小項目 拠点づくり

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業・農林水産業者	地域で行う環境学習に事業者として参加します。	文化課	鳳来寺山自然科学博物館の情報発信機能を整備します。
農林業者	エネルギー生産業、生命産業という側面を持つ農林業の役割を自覚し、農林生産物とともに生産される多様な環境資源を地域の環境教育の場に活用します。	教育総務課・学校教育課	小中学校の環境情報を整備し、教育現場のみならず、広く一般にも提供します。
		環境課	環境に関する情報をデータとして整備し提供します。
企業・農林水産業者	地域で行う環境学習に協力します。	生涯学習課・環境課・その他関係各課	公民館や地域で行う環境学習を支援します。
		農業課・森林課	農林業や自然を体験できる場所の拠点づくりを促します。



大項目 交流と教育・文化のまち

中項目 1 環境教育

小項目 環境教育・学習

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① 環境教育・ 体験学習	* 環境講座・体験 学習などに参加 して持続可能な 社会をめざそう	個人・家庭	環境学習に家族やグループで積極 的に参加します。
		団体・地域	環境学習に積極的に参加するとと もに主催します。
			地域の環境を知る学習会を主催し ます。
	* 農業や森林に 関する学習会に 参加しよう	個人・家庭	農業や森林に関する学習会に積極 的に参加します。
団体		農業や森林に関する学習会に積極 的に参加するとともに主催します。	
② 環境教育体制の 整備	* 地域の環境を守り 伝えていくために 主体的にレベル アップをめざそう	個人・家庭	<u>チャレンジ 25 キャンペーン</u> (注 13) などの環境に配慮した呼びかけに、 積極的に応じ、主体的に環境活動を実 践します。
		団体・地域	地域の環境への取り組みを地域住 民に紹介します。
			地域で各分野の専門家を招き、環境 学習会を実施します。



大項目 交流と教育・文化のまち

中項目 1 環境教育

小項目 環境教育・学習

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	環境学習会を主催し、従業員に積極的に参加を呼びかけます。	環境課・環境政策推進室・生活衛生課他	市民環境講座などの環境に関する学習の機会を提供します。
	事業所内にて定期的に環境自覚教育を新入社員の入社・配属に合わせて実施します。	環境課・環境政策推進室	<u>中部環境先進5市</u> (注14) をめぐるエコツアーを開催します。
		水道課	水道教室を継続して実施します。
企業	従業員に農業や森林に関する学習会に参加するよう呼びかけます。	農業課	農業に関する学習会を開催し、市民に参加を呼びかけます。
農林業者	農業や森林に関する学習会に積極的に参加します。	森林課	森林に関する学習会を開催し、市民に参加を呼びかけます。
	環境教育や体験学習の場を提供し、体験で得たエネルギー、自然、生命に関する情報を発信します。		
企業	従業員の環境学習を進め、地域の環境のレベルアップを図ります。	環境課	<u>チャレンジ25キャンペーン</u> (注13) 等の取り組みや環境情報を発信し、市民の環境に対する意識のレベルアップを図ります。
	地域の環境の取り組みに事業者として参加します。	環境課・生活衛生課	地域で取り組んでいる環境活動を知るため情報交換会を開催します。
	社内で省エネに努め、エネルギーの大切さを学び、エコライフを実践できる人を育てます。	環境課	環境分野の専門家をリストアップして、講師として地域や企業への派遣体制を整えます。
農林業者	環境資源に日常的に関わる農林業者の意識の高揚と知識の向上を図り、地域の環境教育を担う人材を育てます。	森林課	市民参加の森づくり推進事業の充実を図ります。



大項目 交流と教育・文化のまち

中項目 2 歴史・文化

小項目 歴史的・文化的環境の保全整備

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① 史跡、名勝、 天然記念物や 建造物の保持	*歴史的・文化的に 価値あるものを 地域の財産として 守り育てよう	個人・家庭	地域の歴史的・文化的価値のあるものを学びます。
		団体・地域	地域の歴史的・文化的価値のあるものの調査や管理を行い、次世代に承継します。
② 歴史・文化の 活用	*歴史や文化を広く 紹介することにより、地域を 活性化させよう	個人・家庭	設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館、作手歴史民俗資料館、郷土研究会などが主催する講座や学習会に参加します。
		団体・地域	郷土研究会や設楽原を守る会などの活動を継続していきます。
			地域の歴史や文化を紹介するイベントの開催や冊子を作ります。



大項目 交流と教育・文化のまち

中項目 2 歴史・文化

小項目 歴史的・文化的環境の保全整備

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業・農林 水産業者	職人技術を伝承する後継者を育成します。	文化課	地域の文化財を指定し維持管理を支援します。
		生涯学習課	地域の伝承技術を守るため、人材バンクを整えます。
企業	従業員研修として専門家を招き、地域の歴史を学ぶ講座を実施します。	文化課	設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館、作手歴史民俗資料館で地域の講座や学習会を実施します。
		文化課	郷土研究会や設楽原を守る会などの活動を支援します。
		企画課・ 文化課・ 生涯学習課・ 環境課・ 観光課 他	地域で発掘した歴史、文化、観光、環境などに詳しい人をマスター資格として認定し、人材情報として登録し、活用できるように促します。
		生涯学習課	「 <u>まちなか博物館</u> 」(注15)を紹介PRします。
		文化課・ 観光課	設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館、作手歴史民俗資料館などの歴史・文化遺産を広くPRし、集客数の増加を図ります。



大項目 交流と教育・文化のまち

中項目 3 交流

小項目 環境交流

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① 自治体、 NPO・ NGO等 との交流	* 人の交流と連携 による環境活動 をしよう	個人・家庭	市内の環境団体の活動に参加します。
		団体	市内の環境活動団体の輪を広げるため、交流会や情報交換会に参加します。
② 視察・研修会	* 研修会等を通じて 環境活動を行う 人を育てよう	個人・家庭 ・団体	環境に関する講座や勉強会、活動等に参加します。



大項目 交流と教育・文化のまち

中項目 3 交流

小項目 環境交流

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	環境団体の活動を支援します。	環境課・市民自治推進課 他	東三河市民活動推進協議会による市民活動情報サイトの運営や交流会を開催し、市民活動の推進を図ります。
	従業員の家族や地域住民・各種団体に施設見学や施設開放を行い、幅広く交流を深めます。	環境政策推進室	環境首都創造ネットワーク ^(注16) の活動や、 <u>中部環境先進5市</u> ^(注14) との連携活動を積極的に進めます。
	環境団体との交流を新人研修に位置付け、実践します。	環境課	市内の環境活動団体の交流を図る情報交換会等を開催します。
	海岸線がある市町村の防潮林づくりに苗木を提供するとともに植樹ボランティアに参加します。	環境課・生活衛生課・森林課	環境あいうえお、りさいくる21、森林真剣隊などの環境活動団体を支援します。
	環境NPOなどの団体と連携して自然保護などの環境活動を行います。		
	環境負荷をオフセットする地域のイベントに積極的に協賛し、魅力ある地域づくりに協力するとともに、未来への森づくりのために苗木を無料で配布します。		
農林水産業者	市外にも交流の輪を広げます。		
企業	環境に関する講座や勉強会、活動等に参加するよう呼びかけます。	環境課	環境に関する講座や勉強会、活動等の事例を先進地の視察等で収集して市民へ伝えます。



大項目 交流と教育・文化のまち

中項目 3 交流

小項目 環境交流

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
③ 国際交流	* 地球温暖化や生物多様性の危機等の規模の大きい国際的な課題に対し、地域単位で取り組みよう	個人・家庭	国際交流協会などが主催する <u>E S D（持続可能な開発のための教育）</u> （注17）等の催しに参加します。
		団体	国際交流協会で地球温暖化問題や生物多様性などの国際的な問題を知ってもらう機会をつくります。
	* フェアトレード（公正な貿易）による商品を買おう	個人・家庭	<u>フェアトレード（開発途上国などとの公平公正な貿易）</u> （注18）の商品を購入します。
		団体	フェアトレード商品を販売します。
④ 歴史・文化交流	* 歴史・文化の交流により地域文化を活性化しよう	個人・家庭	三遠南信地域や他地域との交流を通じた環境活動に参加します。
		団体	三遠南信地域や他地域との環境活動を通じて団体交流を促進します。



大項目 交流と教育・文化のまち

中項目 3 交流

小項目 環境交流

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	海外工場での環境保全活動を推進していきます。	企画課	国際交流協会等の活動を通じて E S D などの国際的な環境の取り組みを推進します。
企業	<u>フェアトレード</u> (注 18) 商品を購入・販売します。	環境課・ 企画課・ その他関係 各課	各種イベント等を通じて、フェアトレード商品を紹介するとともにフェアトレードの普及に努めます。
		企画課	三遠南信地域の歴史、文化や団体活動の情報を収集し、市民に提供します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 地域資源の活用

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① バイオマスの 総合的利用と 再生産	*間伐材等をバイオ マスなどで活用 しよう	個人・家庭	薪ストーブやペレットストーブを 購入します。
		団体・地域	<u>木の駅プロジェクト</u> (注19)に参加し ます。
	*廃食用油を回収 し、活用しよう	個人・家庭	廃食用油を回収ステーションに持 っていきます。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 地域資源の活用

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業・ 農林業者	剪定枝や間伐材を用いた薪やペレットのボイラーをハウスや事務所などの暖房に活用します。	森林課	間伐材等のバイオマス利用など、さまざまな利用方法についての調査研究を行います。
林業者	間伐材の利活用を検討します。	森林課・ 環境政策 推進室	ペレットストーブ等の導入を支援します。
農業者	草、木、竹、藻類から作物系まで全てのバイオマスをそのまま農用資材として微生物等の栄養源とする多様で小さい循環システムを活用します。	農業課・ 生活衛生課	堆肥や食物残渣のバイオマスの導入を検討します。
		行政課・ 契約検査課	市庁舎にペレットストーブ・ボイラーを設置します。
企業・ 農業者	廃食用油をバイオディーゼル燃料として車やトラクターなどに使用します。	生活衛生課	バイオディーゼル燃料を車両等に使用します。
			廃食用油回収ステーションを設置します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 地域資源の活用

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
② 地場産業の育成	* 地域の文化や伝統を知り、名産を知ろう	個人・家庭	地域の文化や伝統、名産が何かを学びます。
		地域・団体	地域の文化や伝統、名産を広く紹介します。
	* 地域のものを 買おう、使おう	個人・家庭	地域のものを積極的に購入し、利用します。
	* 地域の自然の恵みが 生み出したものを 食べよう	個人・家庭	地域産のものを食べます。
		団体・地域	生活改善グループなどが地域産の食材を使った料理教室を開催します。
			商工会や農協等と連携してご当地グルメを開発します。
			山野草等を保全・創出し、地域の資源として活用します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 地域資源の活用

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	商工会等主催の物産展や地場産業展に積極的に参加し、PR活動を行います。	企画課	「 <u>ふるさとマイスター</u> 」(注20)を紹介します。
農林業者	地域の食文化や人の健康を支える在来種を作り、種を継承します。	生涯学習課	「 <u>まちなか博物館</u> 」(注15)を紹介します。
水産業者	市内外からも来て楽しめる友釣り鮎の食文化を再生します。		
企業	地域物産を使った製品づくりに努めます。	環境課・環境政策推進室	<u>中部環境先進5市</u> (注14)などの交流を通じて市外へも新城市の物産を広めます。
	地域の木材を使用した建築を心がけます。	森林課・施設を整備する担当課	公共施設の整備に地元産材の使用を推進します。
農林業者	農産物や地域の木材のブランド化に努めます。	森林課・商工課	<u>木の駅プロジェクト</u> (注19)による地域通貨券の使用を推進します。
	地域の食文化にふさわしいおいしい安全な農作物をつくり、新鮮な状態で消費者に届けられるよう直売所や市場を活用します。	商工課	市内共通お買物券「 <u>いーじゃん</u> 」の使用推進を支援します。
農業者	新城市内で消費できるように農産物を地域市場に出荷します。	農業課	新城市食育推進計画を実行します。
飲食店	市内の飲食店が連携したグルメ食を売り込みます。 <u>(奥三河戦国ぐるめ街道や奥三河味のお辺路めぐり(注21)など)</u>		地元産農産物を使った季節の料理をホームページで紹介します。
農協	女性部を通じて食農教育活動を推進します。		新城市食育推進協議会の「 <u>お食べん武将隊</u> 」(注22)などを通じて、食育や市産市消を推進します。
企業	従業員食堂などでの地産地消を図ります。	商工課	市産市食の日をPRします。
農業者	地域の消費者が支持したくなる自然環境に配慮した農法で、地産地消に加え、旬産旬消を図ります。		市内の飲食店が連携したグルメ食を支援します。 <u>(奥三河戦国ぐるめ街道や奥三河味のお辺路めぐり(注21)など)</u>



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 地域資源の活用

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
② 地場産業の育成	* 農林水産業に関心を持ち、つくる人を応援しよう	個人・家庭	農林水産業体験に参加します。(極(きわみ)・奥三河 ^(注23) 等)
	* 休耕地を地域の資源として活用しよう	個人・家庭・団体	農協や市で紹介された休耕地を活用します。
		地域	地域内の休耕地の情報を市や農協に提供します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 地域資源の活用

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
農林水産業者	農林水産業体験を実施します。	森林課	市民参加の森づくり事業により、市民が自らの手で行う森作りを応援します。
農協	子ども農学校を継続的に実施します。	企画課	東三河広域協議会の「 <u>極(きわみ)・奥三河</u> (注23)」の参加者を募集します。
農協	奥三河市民農園の情報を提供します。	農業課	農地の賃貸借情報を市民に提供します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 地域資源の活用

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
③ 環境配慮型事業 の推進	*環境配慮型農業を しよう	個人・家庭	家庭菜園では化学肥料や農薬の使用を控えます。
			家庭菜園では雨水を散水、落ち葉を堆肥にします。
	*環境に配慮した 事業を実施しよう		
	*再生可能エネ ルギーの利用 に取り組もう	地域	地域での太陽光発電や小水力発電事業導入の可能性を検討します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 地域資源の活用

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
農業者	農業に精通した人を招いて、環境配慮型の農業に取り組みます。	農業課	農業指導の担い手を募集し、農業の先生として新規就農者へ紹介します。
	雨水や天日などの自然利用、剪定枝、刈り草、食物残渣、し尿などをバイオマスとして活用したエネルギーや堆肥により、小回りのきく循環により持続可能な農業にします。		
農協他	堆肥使用など資源循環型で環境に配慮した生産方法を推進するために農業の指導や支援を行います。		
企業	環境負荷となる原料の削減に努めます。	商工課	企業の環境に配慮した事業を支援します。
	森林認証（適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークを付与）された木材を使って製品をつくります。	立地課	環境に配慮した企業を誘致します。
	リサイクル材を原料として製品をつくります。	観光課 他	地域資源を活用したエコツーリズムなどの体験型観光を推進します。
企業	所有する遊休地や社屋の屋根などへ太陽光発電施設を設置します。	環境政策推進室	再生可能エネルギーの導入にあたり、担い手となる人材育成や仕組みの構築を支援します。
		施設を管理する担当課 他	公共施設へ太陽光発電などの再生可能エネルギー発電施設を設置します。 地域での水力を利用した発電事業の導入の可能性を検討し、実施します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 健全な水循環

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① 健全な水循環の構築・強化	* 水を守る森づくりをしよう	地域	地域の森林を水源林として適正に管理します。
	* 持続可能な水を循環させる農業にしよう	個人・家庭	雨水を貯めて散水などに活用します。
	* 水循環の仕組みを学び、水に親しめる川にしよう	個人・家庭	水道施設や下水道施設などの見学をします。(鯉淵浄水場、清掃センター、豊川浄化センター等)
		団体・地域	地域の河川で水生生物の調査を行うことにより、水質を確認します。
② 広域連携の強化・推進	* 広域で良質な水を確保しよう	個人・家庭	風呂の残り湯を使って洗濯し、水を無駄にしません。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 健全な水循環

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	地域に根差した植林活動等を実施します。	森林課	<u>水源林対策事業</u> （注24）として下刈を行うなど、森林整備を実施します。
	水源地となる里山保全のために植林や苗木の提供、植樹ボランティアに参加します。		
農業者	農業用ため池の管理や雨水を利用した農業を行います。	農業課	農業用ため池を整備します。
	<u>刈り草を活用した草マルチ</u> （注25）などで、雨水の土壌浸透と保水力を高め、農地からの水の蒸発を防ぎ、農地を効率の良い小さい水循環にします。		
企業	事業所や工場周辺の河川で水生生物を調査し、水循環の影響を確認します。	環境課・学校教育課	市内小中学校と連携し、水生生物調査を支援します。
		水道課・学校教育課	市内小中学校への出前講座を開催します。
		土木課	地域や団体と連携して生態系に配慮した水に親しめる川にします。
		環境課・下水道課	三河湾浄化推進協議会や豊川流域下水道推進協議会などと連携して事業を推進します。
		森林課	<u>あいち森と緑づくり事業</u> （注26）を活用して間伐などによる森林整備を実施します。
		企画課・水道課	宇連ダム、大島ダムの水源を確保します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 健全な水循環

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
② 広域連携の強化 推進	* 水質汚濁事故を 連携して防ごう	個人・家庭	排水溝に油などの水質汚濁になる ものを流しません。
③ 河川・池・沼等 の水質保全	* 豊川流域の河川の 水質を浄化しよう	個人・家庭	豊川流域下水道、農業集落排水へ の接続、もしくは合併処理浄化槽 へ切り替えます。
		個人・団体・ 地域	河川の清掃や付近の草刈りを行 い、水質浄化に努めます。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 健全な水循環

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	有害な化学物質等を側溝や河川へ流出させることがないように管理し、企業の社会的責任を果たします。	環境課・ 土木課・ 関係各課	豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会と連携して水質汚濁防止に努めます。
農業者	農薬の少種類化を実施し、配慮し、用量・用法を守ります。	環境課・ 関係各課	河川水質検査を定期的に行い、水質汚濁があれば原因を究明し、対策を講じます。
企業	豊川流域下水道への接続や高度処理型合併処理浄化槽への転換を行います。	下水道課	豊川流域下水道、農業集落排水への接続及び合併処理浄化槽への転換を推進します。
	事業所として、水質汚濁防止法の排出基準を守り、河川の清掃等を行います。	土木課 他	河川の清掃や付近の草刈りを行い、水質浄化に努めます。
農業者	河川へ流れやすい化学肥料や農薬を控えるようにします。	環境課 他	河川水質検査を継続して実施します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 ごみ減量（3Rの推進）

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① もったいない 啓発活動	*未使用品や使える衣服などは、バザーやフリーマーケットに出そう	個人・家庭	不用品バザーやフリーマーケットなどを利用します。
		団体・地域	バザーやフリーマーケットを開催し、未使用品などの有効活用を図ります。
	*食べ残しをしないようにしよう	個人・家庭	食事を作りすぎないようにします。
	*物を大切にする知恵を伝えよう	個人・家庭	子どもに物を大切にする心を伝え、ごみにしない知恵や方法、面倒がらずに行うことを教えます。
② グリーンコンシューマーの育成	*環境に配慮した製品を選んで買おう	個人・家庭	自分の水筒や箸（マイボトル・マイ箸）を持参して使い捨てをなくします。
② グリーンコンシューマーの育成	*環境に配慮した製品を選んで買おう	個人・家庭	環境に配慮した商店「 <u>しんしろエコショップ</u> 」(注27)を利用します。
			エコマークなどの <u>環境ラベル</u> (注28)表示のある製品を購入します。
			公正な貿易の <u>フェアトレード</u> (注18)商品の購入や <u>グリーンコンシューマー</u> (注29)の意識を持ちます。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 ごみ減量（3Rの推進）

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	バザーやフリーマーケットに協力します。	生活衛生課	バザーやフリーマーケットの開催を支援し、再利用を呼びかけます。
	従業員から不要になった衣料を回収し、ウェス（汚れをふき取る布）購入を抑え、廃棄物を減量します。		
企業	従業員食堂等での食物残渣を減らします。	農業課	食育運動を推進します。
農業者	ひとつのものを丸ごと使う（一物全体食）知恵を伝えます。		
		環境課	もったいない運動や節電運動で啓発します。
企業	社内の自動販売機を極力なくします。	生活衛生課	マイボトルやマイ箸の持参を呼びかけます。
	従業員にマイボトルやマイ箸を持参して使い捨てをなくすよう呼びかけます。		
企業・農林水産業者	量り売りを推進します。		
	加工や売り方の工夫で農林水産物の可食化率や販売率を高め、その情報を消費者に伝えるように努めます。		
企業	「 <u>しんしろエコショップ</u> 」(注27)を利用します。	生活衛生課	「しんしろエコショップ」を積極的に認定し、登録店を増やします。
	エコマークなどの <u>環境ラベル</u> (注28)を表示した製品をつくりま	会計課・環境課・庁内各課	グリーン購入(環境に配慮した物品の購入)や市民、事業者にグリーン購入を呼びかけます。
	<u>フェアトレード</u> (注18)商品の購入や、 <u>グリーンコンシューマー</u> (注29)一の意識を持ちます。	企画課・国際交流協会	フェアトレード商品を紹介します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 ごみ減量（3Rの推進）

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
② グリーンコンシューマーの育成	* 不要な包装や袋は、はっきり断わろう	個人・家庭	マイバックを持参し、レジ袋を断ります。
			ごみになるものを減らし、繰り返し使うことを実践します。
③ ごみ分別・収集・処理体制の整備	* リサイクルを徹底しよう	個人・家庭・地域	3R（リデュース・リユース・リサイクル）の順番を守り、地域での分別収集に協力します。
			ごみ処理の過程を見学します。（クリーンセンター、最終処分場等）
		団体	ペットボトルキャップなどの回収運動を進めます。
	* 生ごみを堆肥などにして有効利用しよう	個人・家庭	生ごみ処理機を使い、生ごみを減らします。
	* 紙ごみを減らそう	個人・家庭・地域	紙のリサイクルを徹底します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 1 循環型社会の構築

小項目 ごみ減量（3Rの推進）

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
商店	レジ袋の有料化を実施し、「しんしろエコショップ」認定店の登録をめざします。	生活衛生課	マイバックの持参を呼びかけます。
		環境課・生活衛生課	レジ袋の有料化での寄付金を環境関連事業に活用します。
企業	事業所での分別リサイクルや廃棄物の減量を徹底します。	生活衛生課	地域に出向き、ごみ分別の指導を行います。
	従業員一人ひとりに環境・個人カードを携帯して実践する「ごみ削減・リサイクル推進」への協力を促します。		クリーンセンターや最終処分場の見学会を行います。
	ペットボトルキャップなどの回収運動を進めます。		廃プラスチックのリサイクルに取り組みます。
	リサイクルできる容器や包装用紙を使用します。		企業にリサイクルできる容器や包装用紙の再使用を促します。
農林水産業者	分別リサイクルや廃棄物の減量を徹底します。		
農林水産業者	生ごみを堆肥化や飼料にします。	生活衛生課	生ごみ処理機の購入補助を継続実施します。
企業	紙の消費を抑え、紙のリサイクルを徹底します。	生活衛生課	紙などのリサイクルを啓発します。
	コピー用紙の裏紙使用を推進します。	庁内各課	コピー用紙の裏紙使用を推進します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 2 地球環境問題

小項目 ライフスタイルの見直し

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
①省資源、 省エネ行動	*「もったいない」 という気持ちで 継続して省エネ 行動をしよう	個人・家庭	カーテンやブラインドなどを調節 して冷暖房を効率化します。
			<u>クールビズ</u> や <u>ウォームビズ</u> (注 30) 等 で衣服を調節して冷暖房を効率化 します。
			更新時には家電製品は省エネタイ プに、照明器具はLEDに切り替え ます。
			使用していない電気器具はコンセ ント から外す(エコタップのスイ ッチオフ)などで待機電力を減らし ます。
			<u>緑のカーテン</u> (注 31) や <u>家庭エコ診断</u> <u>(うちエコ診断)</u> (注 32) に参加し、 省エネに努めます。
	*当たり前のように 省エネ行動を しよう	個人・家庭	
			使用してない電気器具をコンセ ントから外す「 <u>コンセントオフ運動</u> 」 (注 33) に参加します。
			市民が節電に努める「 <u>市民節電所</u> 」 (注 34) をめざします。
	*雨水を利用しよう	個人・家庭	雨水を貯めて散水等に利用します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 2 地球環境問題

小項目 ライフスタイルの見直し

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	カーテンやブラインドなどを調節して冷暖房を効率化します。	庁内各課	カーテンやブラインドなどを調節して冷暖房を効率化します。
	<u>クールビズやウォームビズ</u> (注 30) 等で衣服を調節して冷暖房を効率化します。		クールビズやウォームビズ等で衣服を調節して冷暖房を効率化します。
	更新時には家電製品は省エネタイプに、照明器具はLEDに切り替えます。		更新時には家電製品は省エネタイプに、照明器具はLEDに切り替えます。
	使用していない機器のコンセントオフや照明のライトオフを徹底します。		使用していない機器のコンセントオフや照明のライトオフを徹底します。
	<u>緑のカーテン</u> (注 31) に取り組み、従業員にも省エネを呼びかけます。	土木課・都市計画課 他	街路灯や公園の外灯などをLEDに切り替えます。
		教育総務課	中学校へデマンド装置を設置し、現在の電気使用量を把握することで、エネルギーの見える化を図り、生徒へ環境に対する意識を醸成します。
企業	勤務時間外や休日などは、「 <u>コンセントオフ運動</u> 」 (注 33) を実施します。	庁内各課	勤務時間外や休日などは、コンセントオフ運動を実施します。
	従業員一人ひとりに環境・個人カードを携帯して実践する「節電・節水などの省エネ」を促します。	環境課・行政課	「 <u>市民節電所</u> 」 (注 34) を推進します。
	パソコンの待機時間を設定統一して消費電力を抑えるとともに従業員に意識づけます。		
企業	雨水を貯めて散水等に利用します。	下水道課	浄化槽の雨水タンク化などの補助制度を検討します。
農業者	<u>刈り草による草マルチ</u> (注 25) などで農地の透水性を良くし、雨水の自然循環を促します。		



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 2 地球環境問題

小項目 ライフスタイルの見直し

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
①省資源、 省エネ行動	*車を運転する時は 省エネ運転を心 かけよう	個人・家庭	<u>アイドリングストップやエコドライブ</u>（注7）を心掛けます。 車を買うときは、省エネタイプへ切り替えます。
	*徒歩や自転車で 行こう	個人・家庭	徒歩や自転車での通勤や買い物に努めます。
	*公共交通機関や 乗り合わせて 行こう	個人・家庭	公共交通機関の利用や乗り合わせを心掛けます。
	*省エネ住宅や 事業所にしよう	個人・家庭	住宅を建築する時は、省エネ性能を考慮します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 2 地球環境問題

小項目 ライフスタイルの見直し

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	<u>アイドリングストップやエコドライブ</u> （注7）を心掛けます。	環境課	<u>燃費マネージャー</u> （注9）の利用を呼びかけエコドライブの普及・啓発を行います。
	車を買うときは、省エネタイプや二酸化炭素を排出しない電気自動車等へ切り替えます。		省エネタイプの車や二酸化炭素を排出しない電気自動車等へ切り替えを呼びかけます。
	事業所間の移動等に電気自動車を活用します。	行政課	公用車の更新などには省エネタイプの車へ切り替えます。
企業	従業員へ徒歩や自転車での通勤や買物を奨励します。	土木課	歩道や自転車道を整備します。
企業	出張等の場合、公共交通機関の利用や乗り合わせを奨励します。	行政課	公共交通機関の充実を図ります。
企業	事業所を建設する時は省エネ性能を考慮し、維持管理する時は省エネの取り組みを強化します。	環境課	住宅の省エネ化を呼びかけます。
農林業	エネルギー生産業としての社会的責任が果たせるように省資源・省エネの活動を実践します。	都市計画課	市営住宅を建築する時は、省エネ性能を考慮します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 2 地球環境問題

小項目 ライフスタイルの見直し

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
② 自然エネルギー 利用の促進	* 太陽光・太陽熱を エネルギーとして 利用しよう	個人・家庭	太陽光・太陽熱エネルギー施設の設 置に努めます。
		地域	地域住民・事業者が連携して遊休地 などを活用した事業を展開します。
	* その他の再生可能 エネルギーの活用 に取り組もう	地域	水力を利用した発電の導入の可能 性を検討します。



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 2 地球環境問題

小項目 ライフスタイルの見直し

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業・農林 水産業者	太陽光・太陽熱エネルギー施設の設置に努めます。	環境課	太陽光・太陽熱エネルギー施設の設置の助成などの支援を行います。
	地域住民・事業者が連携して遊休地などを活用した事業を展開します。	環境政策推進室・施設を管理する担当課	公共施設へ太陽光や太陽熱のエネルギーを活用した事業の展開に努めます。
企業	次世代送電網である <u>スマートグリッド</u> (注 35)導入の可能性を検討します	環境政策推進室	再生可能エネルギーに関する調査・研究や勉強会などの普及・啓発に取り組みます。
農林業者	草、木、竹を活用して、バイオマスに転換し、多目的に活用します。		市民ファンド(基金)を活用した事業展開を検討します。
	家畜の糞尿や農産物残渣等をメタン発酵させ、バイオガスとして活用します。		



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 2 地球環境問題

小項目 働きかけ・連携

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① 環境活動の 輪づくり	＊リサイクル活動や 自然保護などの 環境活動に参加 しよう	個人・家庭	地域で行っているリサイクル活動 に協力します。
			各地で様々に行われる自然観察会 や体験教室に家族や知人・友人を誘 いあって参加します。
			投げ捨てごみや不法投棄物を回収 する「 <u>しんしろクリーンフェスタ</u> 」 (注 36) などの環境活動の行事に誘い あって参加します。
		地域	地域でのリサイクル活動を推進し ます。
	＊農業による環境 活動の輪を広げ よう	個人・家庭	無農薬による作物づくりに挑戦し ます。
団体・地域			地域内の耕作放棄地を借り、市民農 園づくりを行います。
② 自治体、 NPO法人、 NGO等 との連携		＊他と連携して環境 に配慮した行動に 取り組もう	団体

(NPO法人：特定非営利活動法人、NGO：非政府組織)



大項目 環境負荷の少ない自立循環のまち

中項目 2 地球環境問題

小項目 働きかけ・連携

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	C S R (企業の社会的責任)活動 を地域と連携した環境活動として 展開します。	環境課	環境出前授業などを通じて環境 への意識の高まりや環境活動を 促します。
農林水産 業者	自然保護等の環境活動を積極的 に行います。	庁内各課	市民参加型の環境活動を促しま す。
企業	「しんしろクリーンフェスタ」 (注36) などの環境活動に参加・協 力します。	生活衛生課・ 土木課	「しんしろクリーンフェスタ」 を継続実施します。
	事業所周辺の道路清掃などの環 境整備を定期的に行います。		
農業者	就農支援事業に協力します。	農業課	新規就農を支援します。
	市民農園として農地を提供しま す。		有機農法に精通した農家を紹介 します。
	エネルギー生産効率が良く、多 くの生き物が存在する農園をつ くり、市民に公開することで、 環境活動の輪づくりに協力しま す。	鳳来総合支所 地域整備課	学童農園山びこの丘の農業体験 事業の充実を図ります。
企業	行政やN P O法人・N G O等と 連携して環境活動に取り組みま す。	環境課	N P O法人・N G Oや企業と連 携して環境活動の推進に努めま す。
農林水産 業者	行政、大学、学校、N P O法人、 N G O等と連携して、農林水産 業者としてのネットワークを形 成し、地域での環境活動につな げていきます。	環境政策 推進室	環境首都創造ネットワーク (注16) を通じ、他の自治体やN P O法 人、N G Oと連携していきます。



大項目 みんなで取り組むまち

中項目 1 職員力

小項目 職員の資質向上

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
①職員研修	*持続可能な地域の発展のために環境に意識を持つ市職員を育てよう	個人・家庭	環境関連の情報収集に努め、環境への意識の醸成を図ります。
		団体・地域	地域で行われる環境関連事業の情報提供を市職員に行い、参加を促します。
②組織づくり	*地域自治区を活用するなど、市役所内の組織づくりをしよう	団体・地域	地域住民同士が連携して環境への取り組みを進めます。



大項目 みんなで取り組むまち

中項目 1 職員力

小項目 職員の資質向上

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業・農林 水産業者	市職員に地域で行われる環境関連事業の情報を提供し、参加を促します。	環境課・ 環境政策 推進室	総合計画実施計画に環境の視点を盛り込み、施策の評価を通じて環境意識の高揚に努めます。
	生命、エネルギー、水、バイオマスの循環システムが機能している農園をつくり、職員研修に活用することで、職員力向上に協力します。	職員	地域で行われる環境関連事業に積極的に参加します。
		自治振興 事務所・ 庁内各課	庁内各課の横の連携を密にします。
			地域からの要望に対応できるようにします。



大項目 みんなで取り組むまち

中項目 1 職員力

小項目 率先行動

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① 行動計画と進行管理	*ごみ減量、節水、省エネ等のエコオフィスを徹底管理しよう	個人・家庭 団体・地域	市の環境への取り組み（ごみ減量、節水、省エネ等）を見守り、協力します。
② 市民・事業所との連携	*計画づくりから関わろう	個人・家庭 団体・地域	総合計画をはじめとする市の計画に対し、作成から実行、評価、見直しに関わります。



大項目 みんなで取り組むまち

中項目 1 職員力

小項目 率先行動

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業・農林 水産業者	市の環境への取り組み（ごみ減量、節水、省エネ等）を見守り、協力します。	行政課・ 環境課・ 庁内各課	市の環境への取り組み（ごみ減量、節水、省エネ等）のための行動計画を作成し進行管理します。
		行政課・ 環境課・ 庁内各課	市の環境方針に基づき、市役所のエコオフィス（環境配慮）活動を展開します。
企業・農林 水産業者	総合計画をはじめとする市の計画に対し、作成から実行、評価、見直しに関わります。	庁内各課	各種施策の計画作成段階から市民等の参加を促します。
		行政課・ 環境課・ 観光課・ スポーツ課	イベントでは環境負荷の低減に努め、参加者や来場者に環境への配慮を呼びかけます。



大項目 みんなで取り組むまち

中項目 2 市民力

小項目 リーダー育成

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① 環境活動 リーダーの育成	* 地域の環境 活動のリーダー を育てよう	団体・地域	地域の環境活動を通じて実践的な リーダーを育てます。(グリーンコ ンシューマー ^(注 29) 、森林インスト ラクター、エコ検定士、省エネ診断 士等)
② 活動の場づくり	* 環境活動の リーダーの 活躍の場を 広げよう	団体・地域	環境活動リーダーの指導のもとで、 事業を実施します。



大項目 みんなで取り組むまち

中項目 2 市民力

小項目 リーダー育成

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業・農林 水産業者	地域の環境活動を通じて実践的なリーダーを育てます。 <u>(グリーンコンシューマー</u> (注29)、 <u>森林インストラクター</u> 、エコ検定士、省エネ診断士等)	環境課 他	市職員の中に環境の専門的知識を持つ者を育成します。(ISO資格者、環境管理士、 <u>家庭エコ診断(うちエコ診断)</u> (注32) 士等)
企業・農林 水産業者	環境活動リーダーの指導のもとで、事業を実施します。	環境課 他	環境活動リーダーを集めて研修会を実施します。
			環境活動リーダーへ情報提供します。



大項目 みんなで取り組むまち

中項目 2 市民力

小項目 活動の促進

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
① ネットワーク づくり	*個人や団体の ネットワークを つくろう	団体	団体同士のコミュニケーションを 推進するため、インターネットでの 情報交換や集会の場をつくります。
		地域	地域住民同士の環境に関する話し 合いの場をつくります。
② 環境活動支援	*環境活動の リーダーとともに 活動に参加しよう	団体	環境の専門家とのネットワークを 構築します。
		地域	地域内で環境の専門分野の人材を 発掘し、活用します。
③ 環境情報の提供	*環境への取り組み 状況を伝えよう	団体・地域	毎年、環境活動の状況を市に報告し ます。



大項目 みんなで取り組むまち

中項目 2 市民力

小項目 活動の促進

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業	C S R（企業の社会的責任）の推進協議会や <u>日本C S R普及協会</u> （注37）に加入しネットワークを広げます。	市民自治推進課 他	市民活動団体、ボランティア団体などの活動を支援するため、市民活動サポートセンターの充実を図ります。
	<u>I S O14001 認証取得事業所等連絡会議</u> （注6）に参加します。		I S O14001 認証取得事業所等連絡会議を開催します。
農林水産業者	情報交換や集会の場をつくりまします。	環境課 他	<u>E S D（持続可能な開発のための教育）</u> （注17）に関するイベントや啓発等の活動を通じてネットワークを形成します。
企業	環境に関する専門知識のある従業員を地域の環境活動に派遣します。	環境課 他	N P O法人やボランティアの育成事業を継続実施します。
		環境課	地域や団体、企業等で保有している専門家に関するデータベースをつくり、活動への支援体制を構築します。
企業	毎年、環境活動の状況を市に伝えます。	秘書広報課 他	広報「ほのか」、ケーブルテレビによる市政番組「いいじゃん新城」、市ホームページなどを通して、市民に情報提供します。
		環境課 他	毎年、地域や団体、企業等の環境活動の状況を収集し公表します。（環境報告書「新城の環境」等）



大項目 みんなで取り組むまち

中項目 3 協働

小項目 エコガバナンス

※団体：NPO法人・NGO団体を含む

課 題	行 動 提 案	◆ 市 民 の 取 り 組 み	
①持続可能な市民 自治社会のため のしくみづくり	*地域が主体的に 地域の資源を 活用しよう	団体・地域	太陽光や小水力などの再生可能エ ネルギーを地域の資源として活用 する事業の検討を行います。
②協働の組織 づくり	*市民・事業者・市 がともに手を携え て取り組もう	団体・地域	市民、企業、市が実施する環境に関 する取り組みに協力します。



大項目 みんなで取り組むまち

中項目 3 協働

小項目 エコガバナンス

※企業：個人事業者・組合などの団体を含む

※市が主催でなくても関係する事業を含む

◆ 事業者の取り組み		◆ 市の取り組み	
企業・農林 水産業者	太陽光や小水力などの再生可能エネルギーを活用する事業導入の検討を行います。	環境政策 推進室 他	地域や企業で行う太陽光や小水力などの再生可能エネルギーの活用事業を支援します。
企業・農林 水産業者	地域、企業、市が実施する環境に関する取り組みに協力します。	環境課 他	市民、企業、市が実施する環境に関する取り組みを支援します。
		環境課 他	地域の環境に関する取り組みを支援します。



用語解説

(注1) 中山間地域等直接支払事業

農林水産省による事業で、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度を活用した事業です。

(注2) 農地・水保全管理支払事業

農林水産省による事業で、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組に対し、支援するもので、平成24年度からは、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図り、平成28年度までの対策として継続しています。

(注3) 環境保全型農業直接支援対策

農林水産省は、平成23年度から、農業者等が地球温暖化防止を目的とした、農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行う「環境保全型農業直接支援対策」をスタートしました。

環境保全に効果の高い営農活動は、地球環境のみならず地域環境の保全・向上に資する取組であることから、対策の効果が十分に発揮されるよう国・県・市で役割を分担し、一体となって実施するものです。

(注4) エコツーリズム

地域の自然や文化への理解を深め、そのよりよい保全とゆとりある活用により、観光と産業を持続的に発展させる運動。エコロジー（生態系や環境）とツーリズム（観光）の共生を図ろうという考えで、1998年（平成10）には全国的な任意団体の日本エコツーリズム推進協議会が発足しました。同協議会は、2003年にはNPO法人日本エコツーリズム協会となり、活動を広げています。

(注5) 美しい愛知の景観資源

平成19年度に愛知県が一般公募して選定した各地の景観資源です。新城市は阿寺の七滝をはじめとする37の景観資源があります。

(注6) I S O14001 認証取得事業所等連絡会議

国際標準化機構（I S O:International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格の総称をI S O14000シリーズといい、その要求事項を構築したものが14001です。I S Oの国際規格は、企業を作る製品の仕様や業務の手順が別々では不都合が多いので、基本的な部分は共通化しようという目的で定められているものです。規格には法的な拘束力はなく、規格に沿った組織をするかどうかは、企業の自主的な判断に委ねられています。

新城市では市内で認証取得または認証取得予定の事業所の横の連絡を図る目的で「I S O14001 認証取得事業所等連絡会議」を設置し、定期的に会合を持ち持続可能な社会を目指した環境情報の共有化を図っています。平成25年9月現在、19事業所で構成しています。

(注7) ①アイドリングストップ ②エコドライブ

- ① アイドリングストップ：自動車やオートバイが無用なアイドリングを行わないことを言います。
- ② エコドライブ：燃費を向上させるために乗り物のユーザーが行う施策や、そうした施策のもとに行う運転のことです。



(注8) ①EV ②PHV

- ① EV : Electric Vehicle の略で日本語では電気自動車と言います。ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電動モーターで車を駆動させます。
- ② PHV : Plug - in Hybrid Vehicle の略で日本語では、プラグインハイブリッド自動車と言います。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時にCO₂（二酸化炭素）や排気ガスを出さない電気自動車の長所とガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車です。

(注9) 燃費マネージャー

新城市では、自動車の運転の仕方を工夫し、ガソリンのムダな使用をなくす気持ちの喚起・高揚や、エコドライブの促進を図ることを目的として、瞬間燃費や平均燃費などを表示するリアルタイムデジタル燃費計「燃費マネージャー」を貸し出すモニター制度を行っています。「燃費マネージャー」とはドライバーに対して、瞬間燃費や平均燃費などをリアルタイムに表示することで、どんな運転が省燃費走行になるのかがわかります。また、ラフなアクセルワークを心理的な面から抑止するための機器です。

(注10) エコ通勤

自動車をはじめとした通勤交通は、周辺地域の渋滞問題や地球温暖化等のさまざまな問題の原因となります。CO₂（二酸化炭素）の排出量を抑えるために、自動車は使わず、徒歩、自転車、公共交通機関などで通勤することを「エコ通勤」といいます

(注11) こども 110 番の家

子どもが危ない目にあった場合に助けを求めるための緊急避難所として設置されています。警察署が委託した「こども 110 番の家」には表示プレートがあります。この表示プレート以外にも、地域の皆さんや各種企業等の自主的な活動による「こども 110 番の家」が多数設置されています。

(注12) 青パト隊

正式名称は「青色回転灯装備車」。道路運送車両法の規制緩和で運用が始まりました。警察署に申請し、自主防犯パトロールを適正に行えると認められた団体は、車両に青色回転灯をつけて巡回できます。

(注13) チャレンジ 25 キャンペーン

地球温暖化防止のため、オフィスや家庭などにおいて実践できるCO₂（二酸化炭素）削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を呼びかける国民運動です。

(注14) 中部環境先進5市

岐阜県多治見市（T）、愛知県安城市（A）、愛知県新城市（S）、静岡県掛川市（K）、長野県飯田市（I）を言い、あわせて、TASKI（タスキ）となります。環境NGOが主催した「日本の環境首都コンテスト」（平成13年度から平成22年度の10年間開催）において、中部地方で毎年上位入賞を果たした環境政策を重視する5市の集まりで、環境政策の連携や5市共同事業などの検討を進めています。この中部環境先進5市では、絆のタスキをつなぎ連携していく一連の活動「TASKIプロジェクト」に取り組んでいます。



(注 15) まちなか博物館

新城市というこの街の中で生まれ、育まれ、今も生活の中に生きる伝統的な産業や技術、文化、暮らしの姿を、新しい時間の中で保存・継承し、次の時代に引き継いでいこうとするものを「新城まちなか博物館」として指定しています。現在、17 か所が指定されています。

(注 16) 環境首都創造ネットワーク

新城市を含む全国 12 自治体と環境関連の N G O、研究者、機関が呼びかけ設立した連携組織です。各自治体の先進的な取り組みについて情報交換し、当面は、再生可能エネルギーの拡大と、それを通じた地域産業の活性化、雇用拡大についてワーキンググループをつくって先進的な具体例を検討し、実際の政策に活かしていくこととします。

(注 17) E S D (持続可能な開発のための教育)

E S D とは、「持続可能な開発のための教育」(Education for Sustainable Development) の略称です。社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、新たな価値観や行動を生み出すことを目指す学習や活動です。例えば、持続可能な社会の課題を知り、その原因と向き合う。それらを解決するためにできることを考え、実際に行動する。そのような経験を通じて、社会の一員としての認識や行動力が育まれていきます。また、豊かな自然と命のつながりを感じ、地域に根ざした伝統文化や人びとと触れ合いながら、人と自然、人と人の共存や多様な生き方を学ぶといったことも、E S D のアプローチのひとつです。

(注 18) フェアトレード (開発途上国などとの公平公正な貿易)

開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易の仕組み」をいいます。フェアトレード商品には国際フェアトレードラベル機構 (F L O) が定めた国際フェアトレード基準が守られていることを証明するラベルがついています。

(注 19) 木の駅プロジェクト

放置されたままになっている林地残材を「木の駅」に出荷すると地域通貨券による出荷料をもらえる事業で、その地域通貨券を地元商店で使用することで、山も地元商店も元気になり、環境にも役立つ。そんなプロジェクトです。

(注 20) ふるさとマイスター

趣味や仕事で、豊富な知識や経験、優れた技術を持つその道の達人「新城ふるさとマイスター」が地域での講演会や体験型行事の先生として、とっておきの技や技術を教えます。現在、ふるさとマイスターには、12 分野 12 名の方が認定されています。講座、体験、見学等を希望される方は、直接マイスター本人に連絡し、日程、条件などについてご相談ください。

(注 21) ①奥三河戦国ぐるめ街道 ②奥三河味のお辺路めぐり

- ① 奥三河戦国ぐるめ街道：旧鳳来商工会が新城市内飲食店と連携して「長篠・設楽原合戦」に因んだ特別メニューを提供することで、地域の魅力を情報発信し、観光客に食を通じて楽しんでいただくことができると企画したもの。スタンプラリー形式になっていて、メニューは楽しいネーミングや食材にストーリー性をもたせています。
- ② 奥三河味のお辺路めぐり：奥三河観光協議会が奥三河の飲食店と連携して、飲食店八十八ヶ所を回ってご朱印を集め、賞品をもらおう！という企画です。



(注 22) お食べん武将隊

地元農産物をモチーフにした 12 のキャラクターで食育や地産地消の PR 活動をしています。12 のキャラクターは、次のとおりです。

こめのすけ (米)、ちゃばのしん (お茶)、やなまる (里芋)、なすぞう (ナス)、とろろまる (山芋)、とまたろう (トマト)、べにひめ (イチゴ)、ふさひめ (巨峰)、かきえもん (柿)、うめちよ (梅)、えーごろう (牛肉)、みるくひめ (乳牛)

(注 23) 極 (きわみ)・奥三河

東三河広域協議会が認定した名人の案内のもと、奥三河の農林水産業が体験できるものです。東三河広域協議会が構想し、豊鉄観光サービス㈱が旅行企画として実施・販売する地域体験プログラムと奥三河の地域産業を楽しみながら手伝いができる、参加費・宿泊費・食事代が無料の地域産業支援プログラムがあります。

(注 24) 水源林対策事業

豊川水系を軸とする関係 8 市町村と愛知県が共同で設立した財団法人「豊川水源基金」の助成金を受けて行う事業です。当市は、豊川上流域に位置し、市総面積の 8 割を森林が占めており、東三河の水源地としての役割を果たしています。その水源かん養機能の保全を図るため森林整備を行っている森林組合の事業費を補助します。森林整備事業には、単層林整備 (人工造林、下刈り、枝払い、除伐、間伐等)、作業路新設などがあります。

(注 25) 刈り草を活用した草マルチ

農業でのマルチング (マルチ農法) には、ビニールフィルムやポリエチレンのマルチがよく使われます。しかし、マルチ農法は稲わら・青草などの有機資材でも行うことができ、ビニールマルチに比べて、主に次のような利点があります。

① 適度に水分調整することができる。

草マルチもビニールマルチと同じく水分の蒸発を抑えます。しかし、機密性が強いビニールマルチはほぼ完全に水分の蒸発を防いでしまうのに対し、草マルチは草の隙間を通して蒸発することができます。従って、ビニールマルチのように、完全に蒸発を妨げるわけではないので、地中の加湿や過乾を防ぎ、適度な水分量を保つことができます。散水は草マルチの隙間を通して下に流れていきますが、株元から蒸発する水は草マルチが蒸散を抑制する一方、土中の水分が過剰なら、草マルチの隙間から蒸発するので、土壌の乾燥や加湿を防ぐこともできます。

② 草マルチは自然に分解するため使用後の回収の必要がありません。

ビニールは石油合成化合物なので、燃やすとダイオキシンその他の有毒ガスが発生します。最近では生分解性プラスチック製のビニールマルチも市販化されていますが、自然物由来の草マルチのほうが環境に優しいのは言うまでもありません。草マルチは分解して腐植に変化するのでマルチ農法の役目を終えた後に土に鋤き込むことで、処分の必要がないことも魅力です。

③ ビニールマルチと同様、遮光効果があります。

植物体の集合体である草マルチは、空気の層ができやすいため、暑さ、寒さどちらに対しても効果があります。断熱効果、防寒効果に優れているということです。

その他に作物固定、泥はね抑制、肥料効果、雑草や害虫防除などがあります。

(注 26) あいち森と緑づくり事業

愛知県では、様々な働きで私たちの暮らしを支えてくれている森や緑を健全な状態で将来に引き継いでいくために、平成 21 年度より「あいち森と緑づくり税」を導入し、森林や里山林、都市の緑をバランスよく整備、保全するための様々な取り組みを進めています。取り組みでは、「森林の整備」、「里山林の整備」、「都市緑化」、「森と緑づくりにつながる取り組み」を実施しますが、新城・北設楽地域では、「森林の整備」が中心となり、手を入れにくい奥地や公道沿いなどの人工林の間伐を推進しています。

(注 27) しんしろエコショップ

市では、3R（「Reduce」：リデュース、「Reuse」：リユース、「Recycle」：リサイクル）の取り組みを自主的に実施する販売店などに対し、市民とともに審査認定する「しんしろエコショップ認定制度」を設けています。事業所の取り組みを市民が評価することにより、市民・事業所・行政が協働で市全体のごみ減量と限りある資源の保護に努める意識の高揚を図ります。認定を受けた販売店などへは「しんしろエコショップ認定シール」を交付し、販売店などの取り組みを市のホームページや広報で紹介しています。現在、20店舗の登録があります。

(注 28) 環境ラベル

商品（製品やサービス）の環境に関する情報を製品やパッケージ、広告などを通じて、消費者に伝えるものを環境ラベルといいます。環境ラベルは法律で義務付けられたものではなく、環境意識の高い消費者と市場メカニズムのバランスから企業が任意に付けているものです。消費者が商品を選択する際に品質、デザイン、価格などとともに環境情報も必須のものとして環境ラベルを位置づけることで、市場には今までとは違う力が働き、企業活動や社会を環境配慮型に変えるという大きな力となります。現在、環境ラベルは国際規格で3つのタイプを基準化しています。

(注 29) グリーンコンシューマー

環境に配慮した行動をする消費者のことを言います。例えば、エコマークの付いた商品を購入する、省エネルギー製品などを積極的に導入するというもの。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者です。

(注 30) ①クールビズや②ウォームビズ

- ① クールビズ：温室効果ガス削減のため、夏のエアコンの温度設定を 28℃に。そんなオフィスで快適に過ごせるようスタートしたのが「COOL BIZ（クールビズ）」です。素材からデザイン、コーディネートまで様々な提案がなされています。
- ② ウォームビズ：地球温暖化防止のため、暖房時のオフィスの室温を 20℃（政府は 19℃）にすることを呼びかけています。“寒い時は着る”“過度に暖房機器に頼らない”そんな原点に立ち返り、“暖房に頼り過ぎず、働きやすく暖かく格好良いビジネススタイル”それが「WARM BIZ（ウォームビズ）」です。

(注 31) 緑のカーテン

緑のカーテンとは、ゴーヤやヘチマ、アサガオなどのつる性の植物を建物の壁面に繁茂させるものです。緑のカーテンは夏の強い日差しをさえぎり、涼しい風を部屋の中に呼び込むことで、室内の温度上昇を軽減し、エアコンの稼働時間短縮などの効果があります。うまく葉っぱのカーテンができると、その外側と内側では7℃以上の気温差が出ることもあるそうです。

(注 32) 家庭エコ診断（うちエコ診断）

環境省の制度としては「家庭エコ診断」で、環境省が開発した専用ソフトを使用する診断を「うちエコ診断」と言います。

「うちエコ診断」は、お住まいの気候やご家庭のライフスタイルに合わせて、オーダーメイドで無理なくできる地球温暖化防止対策を提案します。地球温暖化問題、省エネ機器、家庭の地球温暖化防止対策の知識を持った専門家が診断を行います。家庭での温暖化対策のなぜ？どうして？にお答えします。専門ソフトを用いて、各家庭のエネルギー使用量や光熱費、CO₂（二酸化炭素）排出量をわかりやすくお見せします。年間どこから、どれくらい光熱費がかかっているのか、ご家庭からどのくらいCO₂が排出されているか一目でわかります。すぐに対策を実行できるように、具体的な情報を提供します。具体的にどうすればいいの？どこで売っているの？といった質問にお答えします。



(注 33) コンセントオフ運動

コンセントに挿している電気機器は、使用されていない間もスイッチを押せばすぐ使えるように、常時待機電力が流れています。一般家庭では、電力の6%を占めると言われています。休暇が続いた時などに、コンセントオフを運動として呼びかけることは、身近に取り組める省エネルギー対策、地球温暖化防止対策につながります。

(注 34) 市民節電所

各家庭で省エネルギーに努めるようになると、その分のエネルギー（電気・化石燃料）が残ることになります。その残ったエネルギーを積み重ねることにより「発電所」を建設したことと同じになるという考え方が「節電所」です。

(注 35) スマートグリッド

スマートメーター等の通信・制御機能を活用して停電防止や送電調整のほか多様な電力契約の実現や人件費削減等を可能にした電力網です。

(注 36) しんしろクリーンフェスタ

年2回、市民参加で各地域の公園や河川、道路などで投げ捨てごみや不法投棄の回収を行い、環境美化を行うものです。

(注 37) 日本CSR普及協会

日本CSR普及協会は、弁護士を中心として、企業の社会的責任（CSR）の確立とその普及、啓発などを目的に、2008年10月20日に設立されました。協会は、日本弁護士連合会が2008年3月に公表した「企業の社会的責任（CSR）ガイドライン2007年版」を踏まえて、本来的な法令の釈明、判例の理解に留まらず、通達、ガイドラインの解釈、企業の自主的活動の在り方等につき、公益的立場からCSR経営による21世紀の企業管理の確立に取り組んでいます。



市民の皆さんへ～しんしろアジェンダ 21 策定委員から

私たちを取り巻く環境は、刻々と変化し、地球温暖化による異常気象は、市民生活を恐怖の底に陥れて、想定外の集中豪雨は想像を絶するものであり生態系のバランスが崩れはじめていると言われています。

また、この夏は、降雨量が少なくダム湖は、渇水状態で住民生活に緊迫感が走り水不足の一層の悪化が懸念されました。

私たちは、豊かな自然環境の恵を享受し生活が成り立っていますが、一步、歯車が狂うと様々な要因が悪循環し、生活基盤が崩壊し、改めて自然環境の大切さを痛感しました。

今こそ、環境問題を真剣に考え、実行するときです。新城市は近隣市町村よりいち早く環境問題に取り組み、なおかつ、新城市環境基本計画を母体に「しんしろアジェンダ 21」行動計画の策定を市民目線で検討してきました。

協働の取り組みを三本の柱「市の取り組み」「市民の取り組み」「事業者の取り組み」に仕分けし、PDCAサイクルについて、いろいろな側面から問題を提議・検討し、21回に及ぶ検討会を開催し、理想論ではなく、現実を把握し、誰もが自から実践できる具体的な方式を取り入れ、地域に根ざした活動・行動を願うものであります。

環境問題は、そこに暮らす私たち一人ひとりに課せられた責務であります。

今年度、地域自治区制度が施行されましたので、なお一層、市民が団結し市民力を発揮し、次世代に繋げる持続可能な地域社会の構築をめざすものであります。

伊 藤 道 子

しんしろアジェンダ 21 策定委員会に参加して大勢の委員の皆様から貴重なご意見を聞くことができましたことに感謝申し上げます。

新城市総合計画の中に将来像、「市民がつなぐ山の湊、創造都市」とありますが、その一環としての環境ビジョンであり、持続可能な地域社会をめざすものです。

誰がリーダーシップをとっても、活動内容がまだまだ地域社会にあまり深く浸透していない感がありますので、関係行政、事業者、市民がアクションを積極的に起し、何が疑問か皆さんで課題をとりあげ、解決するシステムを構築する必要が一層求められます。

特に市民との対話を通し新しいまちづくり事業に発展してゆけば、その効果は素晴らしいものです。

最後になりましたが今回は夜間の会議でご苦勞様でした。関係者各位の一層の頑張りを期待しております。ありがとうございました。

大 谷 至 弘



新城市の豊かな自然環境を未来につなぐために私たちが今何を考えて行動するのかを、市民、事業者、行政のそれぞれについて考えました。行動計画に基づき、市民全体が動き出すことができるのでしょうか？

私たち一人ひとりの環境への配慮の意識が問われています。一方で、当たり前のようにごく普通に行動している市民や事業者もいます。こうした情報を広くより多くの市民・事業者を意識させる取り組みが必要だと思います。

人の行動様式はイメージに強く左右される事が多いと思います。なんとなく、みんながやっていることは、当たり前のようにやろうかなと思えます。

1人で行動を起こして取り組んでも、案外、理解者の輪が広がるものです。私たち市民の中でもアクションを起こしている人は少なからずいるはずで、こうした情報を常に発信しキャッチできる事が行動を促すカギではないのでしょうか？

それは、電波だけではなく、アナログで地道な人のコミュニケーションからも可能でしょう。あらゆる機会を使って伝播する事が必要でしょう。

また、行動評価という観点も大切です。一市民や事業者・行政が行動を起こしていることについての評価をどのようにするのか、課題は何かを明確にしていくことが必要でしょう。

策定にあたり、委員それぞれの活動観点の違いを知り、学ぶ事が多くありました。自らの行動をステップアップする向上心と常に行動の見直し、反省をセットにして、暮らしを豊かにする自らを育てたいと感じています。

小 野 田 和 子

今までに経験の無い災害・・・の多発！高度経済成長のつけかと思われる最近の異常気象が地球のあちこちで起こっている。何かを始めなければ・・・と策定委員の仲間に入れていただき、勉強を続けて参りましたが、環境問題の不安感が増すばかりで環境管理の難しさを痛感せざるを得ません。

市では豊かな自然環境の保全と創出を進めるべく「新城市環境基本計画」が策定されました。この計画が絵に描いた餅とならぬように、確実に実行されなければなりません。

この「環境行動計画」の実行も、環境問題と一口で言っても、様々な分野で広大な難問の山積みです。この難問の環境保全活動を市民皆で取り組む必要に迫られています。

そこで、できないこと、わからないこと、多々ある中で、社会・企業・家庭・教育等専門分野での意識の高揚、技術の向上を図り、押し広げて実行に移し、社会全体に進めていかなければと考えます。一人ひとりが出来る小さな努力でも、いずれは地域、社会、地球全体に伝わり、安心安全の環境づくりが達成されることを願って止みません。

鈴 木 良 子



公民館あるいは学区単位で昼間人々が自由に利用できる場所を確保。

- ・定年退職されて元気で時間のある人
- ・産休・育休などで子供と2人で過ごしている人
- ・1人暮らしの人
- ・家族の介護をされている人
- ・時間に余裕のある人等が集まりそれぞれが助け合い楽しく過ごす。

例えば、車の運転ができる人は、こども園、病院、買い物等の送迎。

農業が得意（好き）な人は放棄された田畑の草とり等の整備。

1人ではできなくて困っている人の手伝い。

花・野菜を育てて（地域の子どもたちと一緒に）道の駅等で販売したり、学校の給食に利用してもらう。

料理の得意（好き）な人は、とれた野菜を利用して参加している人のお昼ご飯作り。

参加できない1人暮らしの人へお弁当の配達。

つけもの等加工品を道の駅などで販売する。

料理教室で若い人（子どもたち）に郷土料理等を教える。

介護をしている人が病気や用事があり、介護できない時など、1対1で介護するのではなく、3人を2人でみる事で、1人がリフレッシュして休暇をとることができ、心にゆとりができ、介護者にやさしく対応できる。

2人で介護すれば腰痛など体の負担も減る。

家族だけのときよりも会話がはずむ。

下の子どもが体調を悪くした時など、上の子を預かりお母さんがゆっくりと病院・美容院・買い物等ができる様にさせる。

お母さんのストレスがやわらぎ子供にやさしく接する事ができる。

1人では料理をしないである物・できたものを食べて食がかたよってしまいがちだけど皆で料理をして食べると色々な物をおいしく楽しく食べられる。

1人で畑仕事をしている最中に倒れても気づかれなかいことや孤独死となることを防ぐため、できる限り昼間1人にしない。

みんなで行動することで仕事が進み、会話をする事で楽しく認知症を予防する事ができると思います。

また、子どもたちが母親以外の人と接し、しつけなども身につけ、母親も年上の人と話しをする事で、育児の不安などが解消できるなど。

地域の人が昔の家族の様に生活できる場所、

老人が毎日生きがいを持って生活できる場所、

若者がゆとりをもって子育てができる環境、

介護を施設に任せるのではなく、地域みんなで介護し合って最後まで家族と共に過ごせる様な未来をめざしたいです。

田 中 安 代



「地球温暖化って進んでいると思う？」家族にそんな質問をしました。

「いろんな意見があるでね。本当の事はよく分からんよ。」という答え。

対して「あたりまえでしょ。」という答え。意見は2つに分れました。

こんなふうに1つの話題に対し、人はそれぞれの考えを持ちます。

しんしろアジェンダ21策定委員会では、行政と委員の皆さんが時間をかけて心にある思いを言葉で表現し、様々な方向から新城の今後を考えました。

豊かで暮らし易く、環境への配慮が行き届いた地域であり続けるための願いが込められていると思います。

多くの皆さんの目に止まり活用される事を望みます。

この策定委員会の中で一つ心に残っているのはごみ処理の問題です。

消費型社会の現代は、何をしてもごみが排出され、処理に多額の税金が必要になり、加えて、CO₂の値を減らすことに世界中が苦慮しています。

9月22日発表の報告書によると今世紀末には世界の平均気温は0.3～4.8度上昇と予測されているそうです。

この数字を聞いて子どもたちの未来を考えました。

「暑いだろうな・・・。」気温の上昇から様々な問題も起きてくるでしょう。

今後数十年で地球がそんな状態になり子どもたちの幸せな未来が消えてしまわないよう、大人は何かできることを見つける時なのではないでしょうか。

いろいろ考え、私はごみの分別と再利用の大切さを皆さんに呼び掛けたいと思います。

個人でできるごみの分別と環境保護が新城らしい街づくりを生む核となるようにとの願いを込めて。

谷 口 薫 子

無農薬・有機栽培が、農業者に浸透して増えれば、理想的な農法ですが、個々に作りたい野菜を作るのでは、片寄ってしまう可能性があるので、需要に答えられる作付けをしなければ対応できない状態になるので、バランス良く供給できる状態にするには市の助言が必要です。

販売先は、学校給食、企業向給食業者、市内飲食店、一般市民など、そして、多くの市民、市外の人たちにも知ってもらうための販売施設（直売か買い取り）を、これには、地元の木材を使い、道の駅的なエコ施設（太陽光発電・小水力発電）を作り、年配者、家族、若者などあらゆる年齢層に関心を持ってもらえる魅力ある施設、幅広いメニューを提供できる飲食店、自然を取り入れた憩える広場を作り、観光とショッピングを兼ねた集客力を持った施設の建設が必要なのは。

また、エコに取り組んでいる市の情報（農薬・除草剤・化学合成品の環境に与える悪影響など）を提示、提供し、多くの市民に感心を持ってもらえるスペースを設けることで、文面では中々読んでもらえないと言われる問題も解決できるのではないかと思います。

施設の建設は市が先導して、市民、農業者、製造業者、企業から出資を募る。

地産地消と共にエコロジーに対する市の取り組みを、多くの市民の自覚と他市にも注目される様な新都市に改革しなければ、市の人口増加や活性化、発展は望めないのでは。

夏 目 玉 枝



平成のはじめ頃より、地域環境悪化の深刻さを肌を感じながら、自分なりに何ができるのか模索しながら、小さな活動でも、行動することの大切さを学びました。

その中で環境基本計画策定の議論に参加し引きつづいて具体的な行動計画（アジェンダ 21）策定会議に委員として参加しました。

この行動計画策定にあたっては、私たち市民、企業、行政がテーマに沿っていかに取りくんで行くのか、様々な立場の議論の中で、つくりあげたと思っています。

この行動計画を少しでも多くの市民の皆様に理解を深めていただくことが、最大の目的だと思っています。

市内には様々な市民活動団体がありますので、情報を共有して、ネットワークづくり、どんなテーマでもよいと思いますので、できることから実行していけたらと思います。

家庭の中でも、出来ることはたくさんあると思いますので、この行動計画書（アジェンダ 21）の存在を知っていただくことがはじまりだと思っています。

そして、この行動計画（アジェンダ 21）をただの作文で終らせないように、積極的に働きかけていきたいと思っています。

福 本 志 津 代





「腹減った飯食いたい！」

これは生命維持に欠かせないエネルギー欠乏の危機を解消せよとの生き物としての基本的欲求の原点「食欲」です。

その「エネルギー生産業という農業の原点」が経済という怪物の陰に隠れて見えない人が多い。

太陽光のエネルギーを作物という植物で受け取り、農産物というバイオマスに変換し、食べ物（飯）として人間は利用する。

飯は人間の命の糧であると同時に腸内細菌にまで行き渡り、陰で人の健康を支えるエネルギーにもなる。

田んぼでの稲作も、農業の基本である耕し肥やすという土作り、水や大気の保全、日本人が愛してやまない米飯の味や農村風景の形成も太陽エネルギーの受け渡しを基軸としながら生命のにぎわいとその健全な循環の中で永続される。

こうした自然の循環システムを活かす稲作作業は「米」の他に「人類の福祉に貢献する物」を数えきれなく量産する。

稲作作業での「米の経済」と同時に「外部経済」を誰もが確認できる。

そしてこの外部経済こそが、金では買えない百姓（農家）の誇りや消費者も含めた地域の人の幸福をもたらす。

翻って巨大ダムの水を引き、化石燃料を使って大型農機を駆使し、農薬や化学肥料を使う水田農業が第二次、第三次産業と同じエネルギー消費業に成り下がっていることは、もはや誰にも否定できない。

本来農業は林業と共同しての唯一のエネルギー生産業であるはずなのに。環境や福祉の視点からも「外部不経済」性の重大さは明白です。

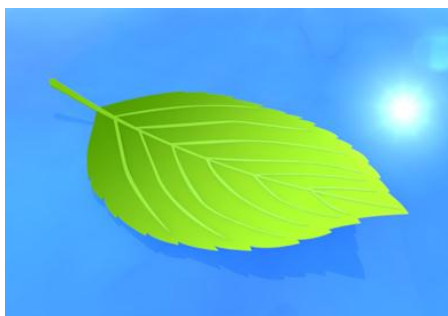
現在の便利さ、快適さを金で買うような近代文明の進展の中で、将来世代の生存条件が危機的状況になっていることを認識し、持続可能な地域社会づくりの方向へ今こそ大きく舵を取らなければならない。

人と全ての生き物が健全な状態で持続可能になる社会の具現は市民一人ひとりの行動にかかっている。

未来永劫に笑顔に満ちた社会へのモデルに新城市がなれたらいいなと、力不足ですが、「しんしろアジェンダ21」の策定に参画した。

この行動計画が気づきと行動の一助になれば幸いです。

松 沢 政 満





「持続可能な地域社会」、この実現を図るべく市民が行動しなければならないということは今や時代の趨勢であることはまぎれもない事実であろう。

しかし、さらにそこで改めて考えたいのが、市民は「持続可能な地域社会」の実現のために「行動する」ことをどう考えるかということである。

「止むを得ず行動する」のか、「どうやら行動しなければならないようだから行動する」のか、「行動したいから行動する」のか。

良い意味で「こうすればこうなる」という道筋を誰しもが明確に描くことができれば苦労はしない。

しかし、それ以前に、「こうすればこうなる」ということ自体にどれほどの意義があるのか率直に考え、それを本音で語りあい、共感しあえることを探り出すことも必要となる。

普段の生活に当面する利害であることを自己の問題として明確に意識することができなければ、主体的な行動は容易には生まれないからである。

「持続可能な地域社会」の実現に向けての道のりは、決して平坦なものばかりではない。

しかし、そうしたことを展望する以前に、市民一人ひとりが「持続可能な地域社会」の実現を図るべく「行動する」こと自体の意義をどのような形で見出すことができるのか。

こうしたことへの問いなおしが早速にも必要になってきた局面にあることも否定し得ない。

もし市民が結果として行動計画を絵に描いた餅にしてしまうことにもさほど躊躇しないような感覚を抱くのであるのならば、それがその時点での「しんしろアジェンダ21」の値打ちを示しているとも言えるであろう。

市民にとって行動計画は本来、それを立案すること自体が目的であるはずではないと考えたい。

山 田 哲 史

2か年にわたり多様な議論、検討を重ねながら策定された「新城市環境基本計画」は、平成20年に完成しました。

策定に参画した一人として、計画が確実に具現化されることへの強い願いと責任を感じ、行動計画である「しんしろアジェンダ21」の策定に参画させていただきました。

「新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21」は、わたしたちの環境ビジョンを具現化するための行動計画です。

深刻な危機に直面している今、具現化に向け行動を急がねばなりません。

この行動計画は、深刻化する環境問題に直面する中で、持続可能な地域社会を実現しようとする強い意志と将来世代への深い思いが込められています。

具体的な取り組みが網羅されたこの計画を推進するためには、多くの市民の力が必要です。全ての人が、自分にできることにかかわりを持ち、具現化に向けエネルギーを注いでくださることを願います。

山 本 康 子



平成20年10月「新城市環境基本計画」が策定されました。

この時市民の皆さんへ伝えたいこととして、私の気持ちをその42ページに述べさせていただきました。それを読み返し、今も想いは変わっていないことを確認し、それに追加するかたちになりますが付記いたします。

今回のこの「新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21」は上記「新城環境基本計画」を飾り物に終わらせないための、市民・企業・行政が共に取り組んでいくべき、具体的な行動指標となっています。

環境問題の原点は、一人ひとりのライフスタイルからくるものであります。すなわち、一人ひとりの意識改革が問題解決の起点になるものと考えています。

これからは全市民が、この「アジェンダ21」を座右の銘の手引きとして、暮らしの中に取りこみ行動することで、結果として持続可能な社会へ転換させていこうではありませんか

蛇足かもしれませんが平成25年の日本はもとより世界中での異常気象による災害発生は、上記のことと密接に繋がっていることは誰も否定することはできません。

今こそ私たち全員が意識を改革し、行動しなければならない時です。皆さん一緒に始めましょう。

吉 田 淳



新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ 21

平成25年11月

新城市 環境部 環境課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船6番地1

電話：0536-23-7677 FAX：0536-23-8388

Eメール kankyou@city.shinshiro.lg.jp
